

第4次 海津市男女共同参画プラン

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度



令和4(2022)年3月

岐阜県 海津市

第4次海津市男女共同参画プラン

令和4（2022）年3月

岐阜県 海津市

はじめに

平成 27(2015)年 9 月に国連サミットにおいて採択された SDGs(持続可能な開発のための 2030 アジェンダ)では、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性の能力強化を達成することをめざす」と定められており、人権、ジェンダー、女性の視点が明確に示されています。



本市では近年、急速に少子高齢化が進み、人口減少が深刻化する中で、地域活力や家族力の低下が危惧されており、将来にわたって持続可能な、活力に富んだ活気ある社会を形成していくためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会活動に参画する機会の確保が必須となります。また、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の推進、男性中心型労働慣行の見直しを含めた「働き方改革」の推進など、男女が共に責任を分かち合い、あらゆる分野・場面において個々の個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められます。

これまでの計画では、男女共同参画社会の実現により一層取り組むための総合的な施策を推進してまいりましたが、第 3 次プランは令和 4 年(2022)3 月に終了となります。引き続き男女共同参画の更なる推進を図るため、「海津市第 4 次男女共同参画プラン(令和 4(2022)年度～8(2026)年度)」を策定しました。

第 4 次プランとなる本計画では、「誰もが自分らしく輝くまちづくり」を基本理念とし、第 3 次海津市男女共同参画プランまでの基本的な考え方を踏襲するとともに、誰もが人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、輝いて生きることができる社会の実現を目指します。市民の皆さまにおかれましても、引き続き一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、第 4 次プランの策定にあたり、コロナ禍において会議を開催し、貴重な意見をいただきました海津市男女共同参画推進審議会委員をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました、市民の皆さま、関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

海津市長 横川 真澄



目次

第1章 第4次海津市男女共同参画プランの策定にあたって.....	3
1 プラン策定の趣旨	3
2 プランの法的根拠と位置づけ	4
3 プランの期間	5
第2章 男女共同参画を取り巻く社会状況.....	9
1 男女共同参画に関する動向	9
2 男女共同参画とSDGs.....	15
3 第3次男女共同参画プランの進捗(令和3年度報告).....	16
4 市民意識調査、事業所意識調査及び職員意識調査の概要.....	18
第3章 第4次海津市男女共同参画プランの基本的な考え方.....	45
1 基本理念	45
2 基本目標	46
3 施策体系	47
4 成果目標	47
第4章 第4次海津市男女共同参画プランの内容.....	55
基本目標1 誰もがともに尊重し合える意識づくり	55
基本目標2 誰もがいきいきと活躍する環境づくり.....	65
基本目標3 誰もがともに担う地域社会づくり.....	72
基本目標4 誰もが安心して生活できるまちづくり.....	75
第5章 第4次海津市男女共同参画プラン推進にあたって	83
1 施策推進体制の整備.....	83
2 市民・市(行政)・事業所の連携.....	84
資料編.....	87
1 海津市男女共同参画推進条例.....	87
2 海津市男女共同参画推進審議会規則.....	90
3 令和2・3年度 男女共同参画推進審議会委員名簿.....	91
4 男女共同参画社会の実現をめざして.....	92

第1章

第4次海津市男女共同参画プランの 策定にあたって

第1章 第4次海津市男女共同参画プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

平成11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

我が国では、昭和60（1985）年に女子差別撤廃条約を批准、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけました。その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の施行など、男女共同参画社会づくりと女性の活躍に向けた取組は進展を見せていますが、現在においても、女性の様々な分野への参画や就労、仕事と生活の調和、配偶者等からの暴力など、様々な課題が残っています。

海津市（以下「本市」という。）では、社会のあらゆる分野において対等に参画することができる、男女共同参画社会の実現を目指して、平成19（2007）年3月に「海津市男女共同参画プラン（平成19（2007）年度～平成23（2011）年度）」を策定し、平成20（2008）年4月に男女共同参画の基本理念を定めた「海津市男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、平成23（2011）年度に「第2次海津市男女共同参画プラン（平成24（2012）年度～平成28（2016）年度）」、平成28（2016）年度には「第3次海津市男女共同参画プラン（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）」を策定して、男女共同参画に関する様々な取組を推進してきました。

今回、令和3（2021）年度で「第3次海津市男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、第3次海津市男女共同参画プラン（以下「第3次プラン」という。）の実績等を基に本市の特徴を捉えるとともに、課題に的確に対応し時代に即した新たな取組を計画的に推進するため、「第4次海津市男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

2 プランの法的根拠と位置づけ

本プランは「男女共同参画社会基本法」第14条3項に基づく男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画及び「海津市男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づく男女共同参画施策の総合かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として位置づけ、第3次プランを継続、発展させる計画です。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」を勘案するとともに、本市の上位計画である「海津市第2次総合計画」（以下「総合計画」という。）の分野別個別計画として位置づけ、総合計画や他分野の関連個別計画と整合・連携を図っていきます。

さらに、計画の一部を「女性活躍推進法」第6条第2項及び「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村計画」として位置づけます。

■ 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布・施行）

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。
また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。

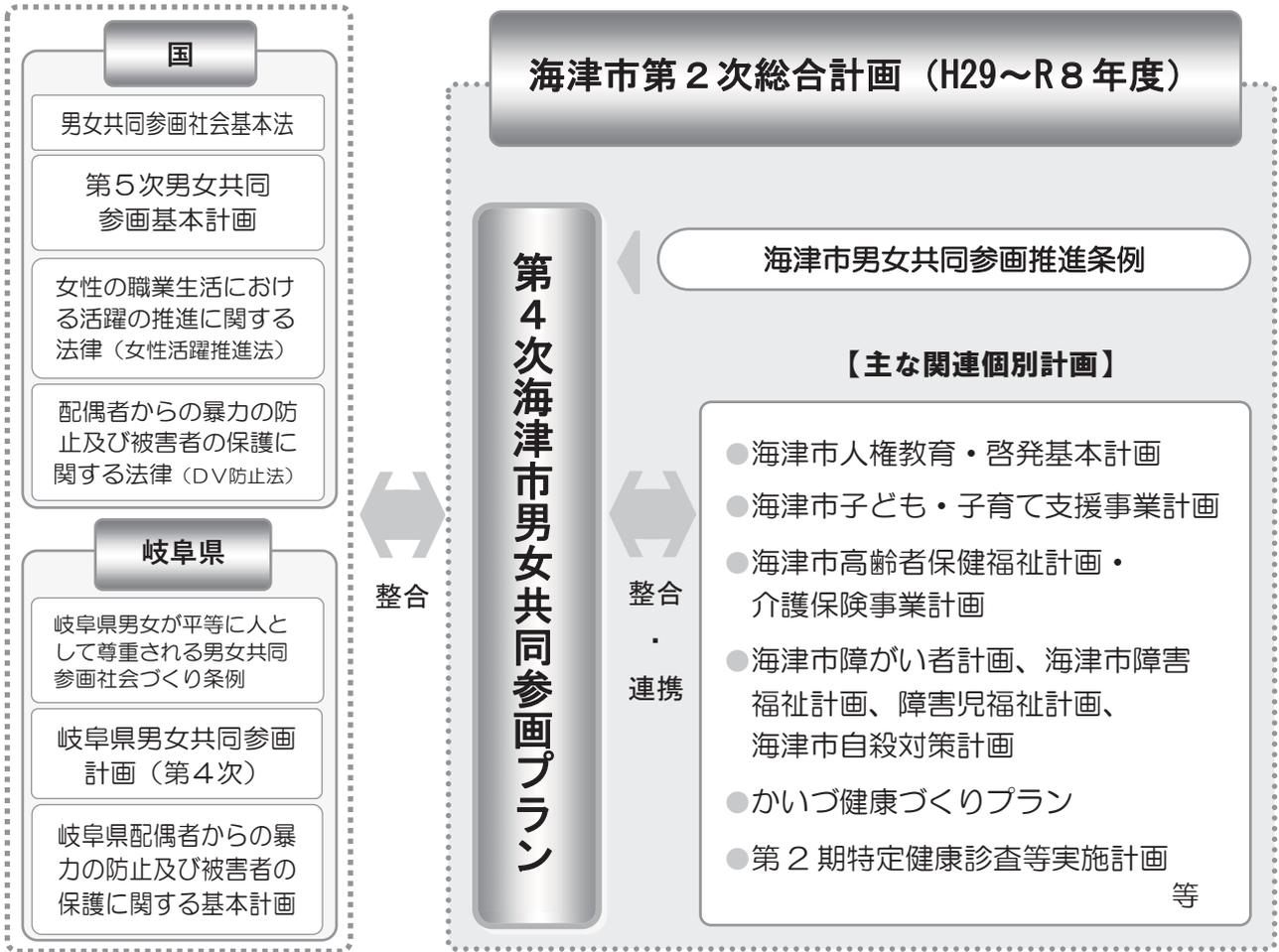


国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務	地方公共団体の責務	国民の責務
<ul style="list-style-type: none"> ●基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定 ●積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む ●地域の特性を活かした施策の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

資料：男女共同参画局 HP

■ 本プランの位置づけ



3 プランの期間

本プランの期間は、令和4年（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。ただし、期間内にあっても事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じた見直しを行います。

■ 計画期間

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
第3次 海津市男女共同参画プラン					第4次 海津市男女共同参画プラン				

第2章

男女共同参画を取り巻く 社会状況

第2章 男女共同参画を取り巻く社会状況

1 男女共同参画に関する動向

	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 国際婦人年 (目標：平等、発展、平和) 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 婦人問題担当室設置 (内閣総理大臣官房審議室) 		
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」始まる (～1985年) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子教育職員、看護婦、保母等を対象とした育児休業法」施行 		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 民生部児童家庭課に婦人問題担当窓口設置 婦人問題連絡会議設置 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 環境部県民生活課に婦人問題担当配置 第Ⅰ期婦人問題懇話会設置 	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」署名 「民法及び家事審判法」改正 (配偶者の法定相続分引き上げ、寄与分制度新設) 〔施行1981年〕 		
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際労働機関(ILO)総会「第156号条約 (家族的責任を有する労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」採択 「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> 「民法及び家事審判法」改正【同年施行】 「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」(第Ⅰ期婦人問題懇話会) 	
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅱ期婦人問題懇話会設置 総務部青少年婦人課に婦人問題担当設置 	
1983年 (昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題に関する県民の意識調査」の実施 	
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議のための国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)地域政府間準備会議(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> 「国籍及び戸籍法」改正 (父母両系血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女統一化)【施行昭60】 	<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅰ期婦人問題推進会議設置 「家庭生活における婦人の地位向上に関する提言」(第Ⅱ期婦人問題懇話会) 	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 ILO総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」成立【施行昭61】 「女子差別撤廃条約」批准 「国民年金法」改正 (すべての女性の年金権確立)【施行昭和61】 「労働基準法」改正 (母性保護の措置の拡充等)【施行昭61】 		
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県婦人行動計画」策定 岐阜県婦人海外派遣事業開始 第Ⅱ期婦人問題推進会議設置 	
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 配偶者特別控除制度の創設 		

	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1988年 (昭和63年)	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議(第1回) 			
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> 「新学習指導要領」告示(家庭科教育における男女同一の教育課程の実現) 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の世紀21委員会設置 	
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ナイロビ将来戦略見直し勧告採択 国連婦人の地位委員会拡大会期 			
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」成立(男女とも取得可能)【施行平4】 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「調査研究報告書」(女性の世紀21委員会) 	
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人担当大臣設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「どう変わればいい女性と男性県民意識調査」実施 	
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> 「世界人権会議」開催(ウィーン) 女性の人権擁護を強調した「ウィーン宣言及び行動計画」採択 第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校での家庭科男女必修完全実施 「男女共同参画型社会づくりに向けての推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」成立【同年施行】 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画型社会をめざしての提言」(女性の世紀21委員会) 総務部に女性政策室設置 岐阜県女性海外派遣事業開始 	
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際人口・開発会議(カイロ)(リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を行動計画に明記) 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議(第2、3回) 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校での家庭科の男女必修、学年進行により実施 総理府に男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画」策定 岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部設置 女性サロン開設 第1期「ぎふ女性大学」開催 	
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 「第4回世界女性会議」(北京)開催 「北京宣言」及び「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化等)【介護休業制度義務化平11】 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回「女と男のはあもにいフォーラム」開催 	
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 総務部女性政策室を総務部女性政策課に改称 	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正(募集・採用等の差別の禁止等)【全面施行平11】 「労働基準法」改正(女性の時間外・休日労働等の規制の解消等)【全面施行平11】 「育児休業法」改正(育児・介護を行う一定の範囲の男女労働者の深夜業制限の権利を創設)【施行平11】 「介護保険法」成立〔施行2000年(一部を除く)〕 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 	
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> 「労働基準法」改正(男女共通の時間外労働の限度の制限)【施行平11】 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次ぎふ女性行動計画への提言」(女性の世紀21委員会) 	

	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> • ESCAP ハイレベル政府間会議(バンコク) • 第54回国連総会「女性に対する暴力撤廃国際日(1月25日)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> • 「男女共同参画社会基本法」成立【施行平13】 • 「食料・農業・農村基本法」成立(「女性の参画の促進」を規定)〔同年施行〕 	<ul style="list-style-type: none"> • 「ぎふ男女参画プラン」策定 • 組織改正により地域県民部男女共同参画課を設置 • 女性サロンを男女共同参画サロンに改称 	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> • 国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) • 「政治宣言及び成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> • 「ストーカー規制法」成立【同年施行】 • 「男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> • 「女性に対する暴力に関する調査」実施 • 岐阜県女性史「まん真ん中の女たち」発行 	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> • 男女共同参画会議設置 • 内閣府男女共同参画局設置 • 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立【全面施行平成14】 • 第1回「男女共同参画週間」 • 「女性に対する暴力をなくす運動について」男女共同参画推進本部決定 • 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 • 「育児休業法」改正(対象となる子の年齢の引き上げ)【全面施行平14】 		
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> • アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置 	<ul style="list-style-type: none"> • 「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂 • 組織改正により地域県民部男女共同参画室に名称変更 • 「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 • 男女共同参画サロンを男女共同参画ふれあいサロンに改称 	
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> • 第29回女性差別撤廃委員会(ニューヨーク) • 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議(第4、5回) 	<ul style="list-style-type: none"> • 「次世代育成支援対策推進法」【公布・同年施行】 • 「少子化社会対策基本法」【公布・同年施行】 • 「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> • 第1期「ぎふ男女共生大学」開催 • 「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」【公布・全面施行平16】 • 第1回男女共同参画推進強調月間(11月) • 岐阜県男女共同参画推進サポーター登録制度開始 • 岐阜県職員男女共同参画推進員設置 • 「日本まんなか共和国女性サミット～2003岐阜～」開催 • 「男女共同参画に関する新たな県計画の策定について提言」(女性の世紀21委員会) 	
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> • 「DV防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定【同年施行】 • 「育児・介護休業法」改正【施行平17】 	<ul style="list-style-type: none"> • 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会設置 • 「岐阜県男女共同参画計画」策定 	

	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 		<ul style="list-style-type: none"> 旧海津郡3町（海津町・平田町・南濃町）が合併し「海津市」が誕生 合併による組織改正により企画部企画政策課青少年女性政策係設置 男女共同参画に関する市民アンケート調査実施
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京） 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 「男女雇用機会均等法」改正（間接差別の禁止）【施行平19】 「国の審議会等における女性委員の登用促進について」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の基本的な方策について」岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会答申 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本画」策定 組織改正により環境生活部参画少年課に男女共同参画担当設置 男女共同参画ふれあいサロンを男女共同参画プラザに改称 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する事業所及び職員アンケート調査実施
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> 「DV防止法」改正【施行平20】 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「パートタイム労働法」改正【施行平20】 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 「日本まんなか共和国男女共同参画フォーラム～2007 ぎふ～」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「海津市男女共同参画プラン」策定
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 DV防止法に基づく基本方針の策定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 		<ul style="list-style-type: none"> 海津市男女共同参画推進条例施行 海津市男女共同参画推進審議会設置
2009年 (平成21年)			<ul style="list-style-type: none"> 「『岐阜県男女共同参画計画』及び『岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画』の改訂について」岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会答申 「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」策定 	

	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人の地位委員(国連「北京+15」記念会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合 	<ul style="list-style-type: none"> APEC(アジア太平洋経済協力)「女性起業家サミット」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 海津市のまちづくりに関するアンケート調査実施(市民・事業所・市職員)
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> 「ジェンダー※¹平等と女性のエンパワーメント※²のための国連機関(略称:UN Women)」正式発足 			
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次海津市男女共同参画プラン」策定
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」改正【施行平26年】 「DV防止法」改正【施行平26】 若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」公表 		
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> 第58回国連婦人の地位委員会「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」改正 「パートタイム労働法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 『岐阜県男女共同参画計画』及び『岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画』の改訂について」岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会答申 「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」策定 組織改正により、健康福祉部に子ども・女性局子ども女性政策課設置 	<ul style="list-style-type: none"> 組織改正により市民環境部市民活動推進課市民協働係新設

※¹ 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別(セックス/Sex)ではなく、社会によって作り上げられた社会通念や習慣の中の「男性像」、「女性像」のこと

※² 自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的・経済的・社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し行動していくこと

	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> UN Women日本事務所発足 第59回国連婦人の地位委員会／「北京+20」記念会合 「持続可能な開発のための2030のアジェンダ(SDGs)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 東京都渋谷区で「同性婚」に証明書を発行する全国初の条例成立 	<ul style="list-style-type: none"> 組織改正により健康福祉子ども・女性局に女性の活躍推進課設置 	<ul style="list-style-type: none"> 海津市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査実施
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法」完全施行 「育児・介護休業法」改正(2017年施行) 「男女雇用機会均等法」改正(2017年施行) 「ストーカー規制法」改正(2017年施行) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県女性の活躍支援センター」開設 「清流の国ぎふ女性の活躍推進会議」設置。あわせて「女性管理職登用検討委員会」、「M字カーブ※³底上げ検討委員会」、「女性の活躍総合支援体制検討委員会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 海津市男女共同参画に関する職員意識調査実施
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> 「働き方改革実行計画」閣議決定 「育児・介護休業法」改正 「男女雇用機会均等法」改正(2020年施行) 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」策定・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次海津市男女共同参画プラン」策定
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布、一部施行 「育児・介護休業法」改正(2019年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 「清流の国ぎふ女性の活躍推進サミット」開催 	
2019年 (令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン公表 「女性活躍推進法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 『「岐阜県男女共同参画計画」及び「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の改定について』岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会答申 「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)」策定 	
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン公表 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 		<ul style="list-style-type: none"> 海津市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査実施
2021年 (令和3年)				<ul style="list-style-type: none"> 海津市男女共同参画に関する職員意識調査実施
2022年 (令和4年)				<ul style="list-style-type: none"> 「第4次海津市男女共同参画プラン」策定

※³ 日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するアルファベットのMのような形になること

2 男女共同参画とSDGs

(1) SDGs と本市の取組について

平成27（2015）年9月、国際連合（以下「国連」という。）で先進国と開発途上国がともに取り組むべき2030年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、環境・経済・社会に関わる幅広い17の目標と169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。

本市では、持続可能な開発目標であるSDGsの趣旨に共感し、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする総合計画後期基本計画において、施策ごとにSDGsとの関係性を明示し、総合計画の着実な推進がSDGs全体の推進に繋がるものとして取り組んでいます。

■ SDGs 17 の国際目標



(2) 男女共同参画の推進とSDGs との関連について

SDGsでは17の目標が定められており、その中のひとつに、No.5「ジェンダー平等を実現しよう」※⁴が盛り込まれており、女性のエンパワーメント（権限・自信の付与）のための取組が、引き続き求められています。男女共同参画社会づくりは、国連を中心とした世界的規模の動きと連動し推進され、国際的な評価が得られるものとなっています。

また、No.1「貧困をなくそう」、No.2「飢餓をゼロに」、No.3「すべての人に健康と福祉を」、No.4「質の高い教育をみんなに」、No.8「働きがいも経済成長も」、No.10「人や国の不平等をなくそう」、No.16「平和と公正をすべての人に」、No.17「パートナーシップで目標を達成しよう」の開発目標とも関連しています。



※⁴男女共同参画社会基本法で定義される「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」を実現することを目指すこと

3 第3次男女共同参画プランの進捗（令和3年度報告）

（1）具体的施策の達成状況

海津市男女共同参画推進条例第18条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年、年次報告書を作成し公表しています。

第3次プランに掲げる基本目標に基づいた具体的な施策・事業の進捗状況については、自己評価して、「具体的施策実施報告書」（年次報告書）として取りまとめを行っています。

令和3（2021）年度の「具体的施策実施報告書」は、令和2（2020）年度の実施状況について評価し、プラン全体では、おおむね計画予定どおりの進捗状況となりました。

第3次プランの具体的施策 全体数

基本目標		推進状況					具体的 施策 取組数
		評価A	評価B	評価C	評価D	対象外	
1	男女がともに尊重し合える意識づくり	3	28			2	33
2	男女がいきいきと活躍する環境づくり		24				24
3	男女がともに担う地域社会づくり		10			2	12
4	すべての男女が安心して生活できるまちづくり		23			2	25
5	プラン推進のための体制づくり		9			1	10
合 計		3	94			7	104

【評価】 A：かなり進んでいる B：ある程度進んでいる C：あまり進んでいない
D：全く進んでいない 対象外：事業廃止等

（2）海津市男女共同参画推進審議会の意見

令和3（2021）年度第1回海津市男女共同参画推進審議会は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急事態宣言の発令等を受け、令和3（2021）年8月27日に書面開催しました。

海津市男女共同参画推進審議会から、次のとおり「具体的施策実施報告書」（年次報告書）に関する総評等意見の提出がありました。

① 審議会等における女性登用について

- 第3次プランは女性の登用率30%を目指しています。令和3（2021）年度の令和3年4月1日現在の登用率は、28.4%であり、前年度の29.8%と比べて1.4%減少となっており、昨年度より減少したものの、他市の状況では女性登用がなかなか進まない審議会等が、本市では積極的に取り組まれていることは評価できます。審議会委員の選定については、連合自治会長などの役職指定のあるものの中で、女性を委員に入れるためには、審議会等の要綱改正などの工夫が必要となることから大変だと思います。しかし、分野によってはまだまだ女性の数を増やすことができる審議会等が見られることから、改善の余地はあると考えます。

【参考】本市における審議会等への女性の登用状況の推移（各年4月1日）

	単位（％）			
基準値	平成30(2018)年	平成31(2019)年	令和2(2020)年	令和3(2021)年
女性の参画率	27.9	28.2	29.8	28.4

資料：海津市 市民活動推進課

② プランの施策の推進状況・進捗状況について

- 令和元（2019）年度には進捗状況C評価の項目が2件（「図書館に男女共同参画に関するコーナーを設置し、関連書籍の貸し出し」、「農業者年金に女性の加入促進」）上がっていましたが、令和2（2020）年度には進捗状況 B 評価へ改善され、男女共同社会に向けて望ましい結果となりました。
- 男性の育児休暇取得者が現れてきていることなど、これまでの取組や社会の変化に応じて、少しずつ男女共同参画の意識は浸透してきていると感じられます。
- その反面、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種行事・セミナーや講座の中止が余儀なくされ、評価対象の対象外となった事業があったことは理解できますが、今後、新型コロナウイルス感染症のまん延が長期化する前提で考えると、評価の如何に関わらず、その環境に合わせた方法を模索する必要があると考えます。
- 他方では、新型コロナウイルス感染症のまん延によって、浮き彫りになった問題や課題があれば、新たな取組や施策を進行させていくべきと考えます。

③ 第4次プラン策定に向けて

- 新型コロナウイルス感染症拡大などによって露呈した女性の貧困、防災、LGBTQ^{※5}（性的少数者の総称）、SDGs（持続可能な開発目標）、デジタル社会の推進など、最近の課題に対しては、具体的施策の立案を第4次海津市男女共同参画プランの中に盛り込んでいくべきであると考えます。

※⁵ レズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（Gay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：性同一性障害者などで、心と体の性が一致しない人）、クエスチョニング／Questioning（性的指向や性自認が定まっていない、どちらでもない）・クィア／Queer（自身を指す言葉）の頭文字をとった、性的少数者の総称の一つ

4 市民意識調査、事業所意識調査及び職員意識調査の概要

男女が互いに認め合い支え合いながら、いきいきと暮らすことができる社会の実現を目指し、本プラン策定の他、今後の男女共同参画施策推進の基礎資料とするため、市民意識調査、事業所意識調査、職員意識調査を実施しました。

(1) 市民意識調査

本調査は、総合計画及び男女共同参画プランに関する市民の多様なニーズを把握し、計画立案に向けての重点施策に反映させるための基礎資料として実施しました。

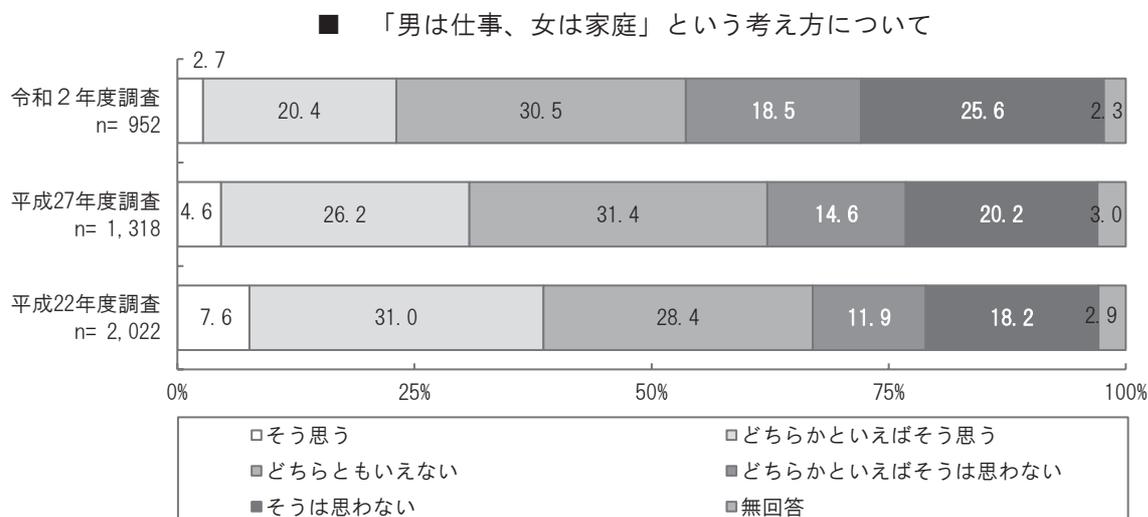
調査対象者	本市在住の15歳以上の方の中から2,000人を無作為抽出				
調査方法	令和2(2020)年10月30日～11月16日 対象者へ郵送にて調査				

調査数(A)	2,000通	有効回答数(B)	952通	回答率(B/A)	47.6%
--------	--------	----------	------	----------	-------

① 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

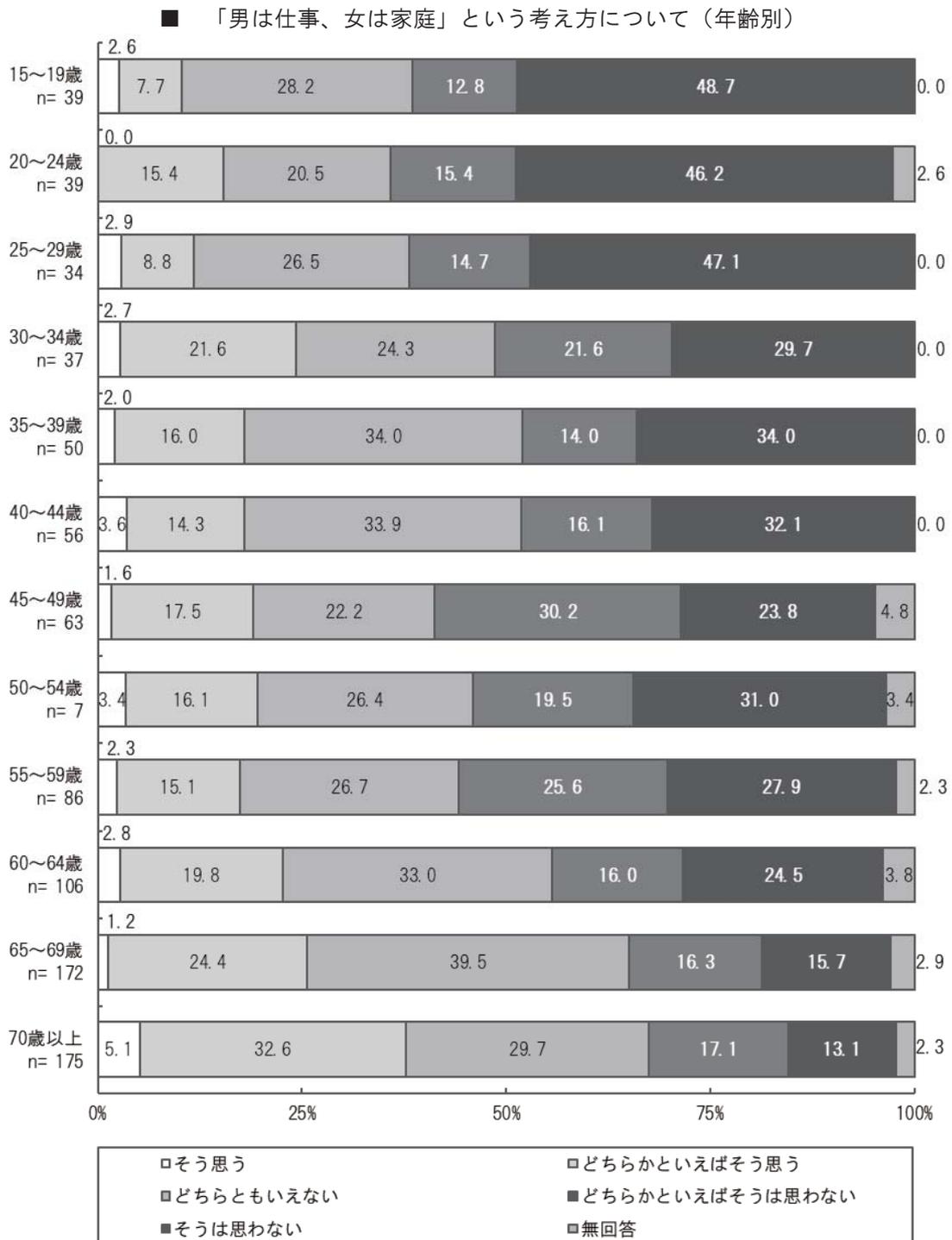
「男は仕事、女は家庭」という考え方についてみると、「どちらともいえない」(30.5%)が最も高く、次いで「そうは思わない」(25.6%)、「どちらかといえばそう思う」(20.4%)となっています。

令和2(2020)年度調査と平成27(2015)年度調査と比較すると、「そうは思わない」の割合が5.4ポイント増加しています。一方、「どちらかといえばそう思う」の割合が5.8ポイント減少しており、平成22(2010)年度調査と比較すると、「どちらかといえばそうは思わない」の割合が6.6ポイント、「そうは思わない」の割合が7.4ポイント増加しています。一方、「どちらかといえばそう思う」の割合が10.6ポイント減少しています。



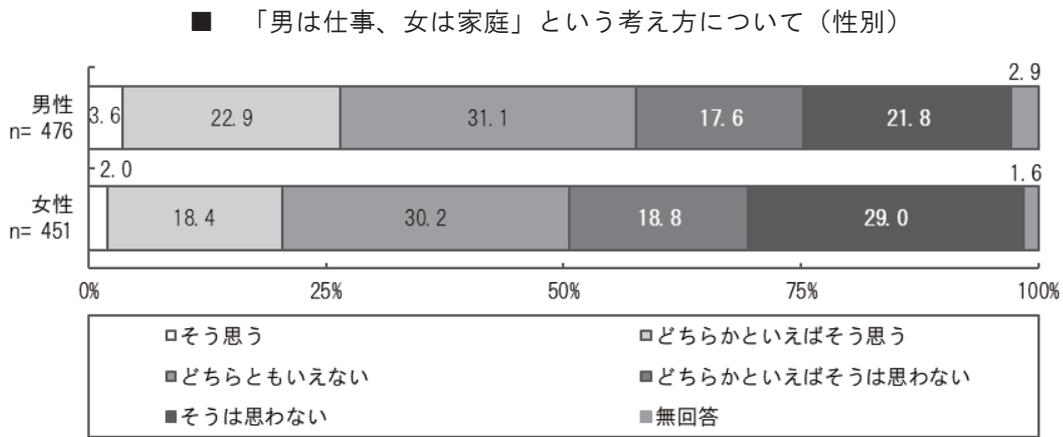
資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

年齢別でみると、70歳以上では「そう思う」(5.1%)「どちらかといえばそう思う」(32.6%)の割合が他年齢よりも高くなっています。一方、若年層(15歳~19歳、20歳~24歳、25歳~29歳)では「そうは思わない」(48.7%・46.2%・47.1%)が他年齢と比べて高くなっています。



資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

性別でみると、男性の方が女性より「男は仕事、女は家庭」という考え方の割合が高くなっています。



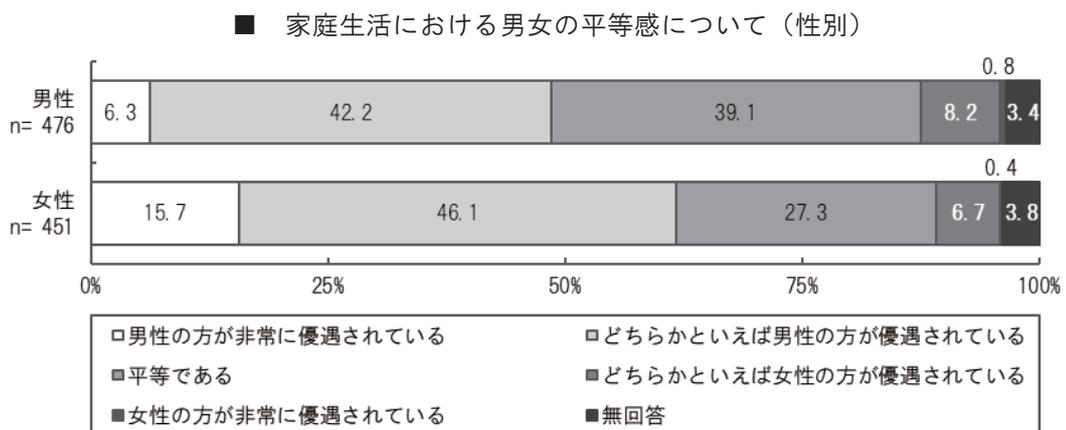
資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

②各分野における男女の平等感について

各分野における男女の平等感についての市民意識調査結果をまとめました。家庭に関連する項目（家庭生活・子育て・しきたりや習慣）や職場では、「男性が優遇されていると思う」割合が高くなっていますが、社会に関連する項目（学校教育の場・地域活動・法律や制度）では、「平等である」割合が高くなっています。

ア) 家庭生活

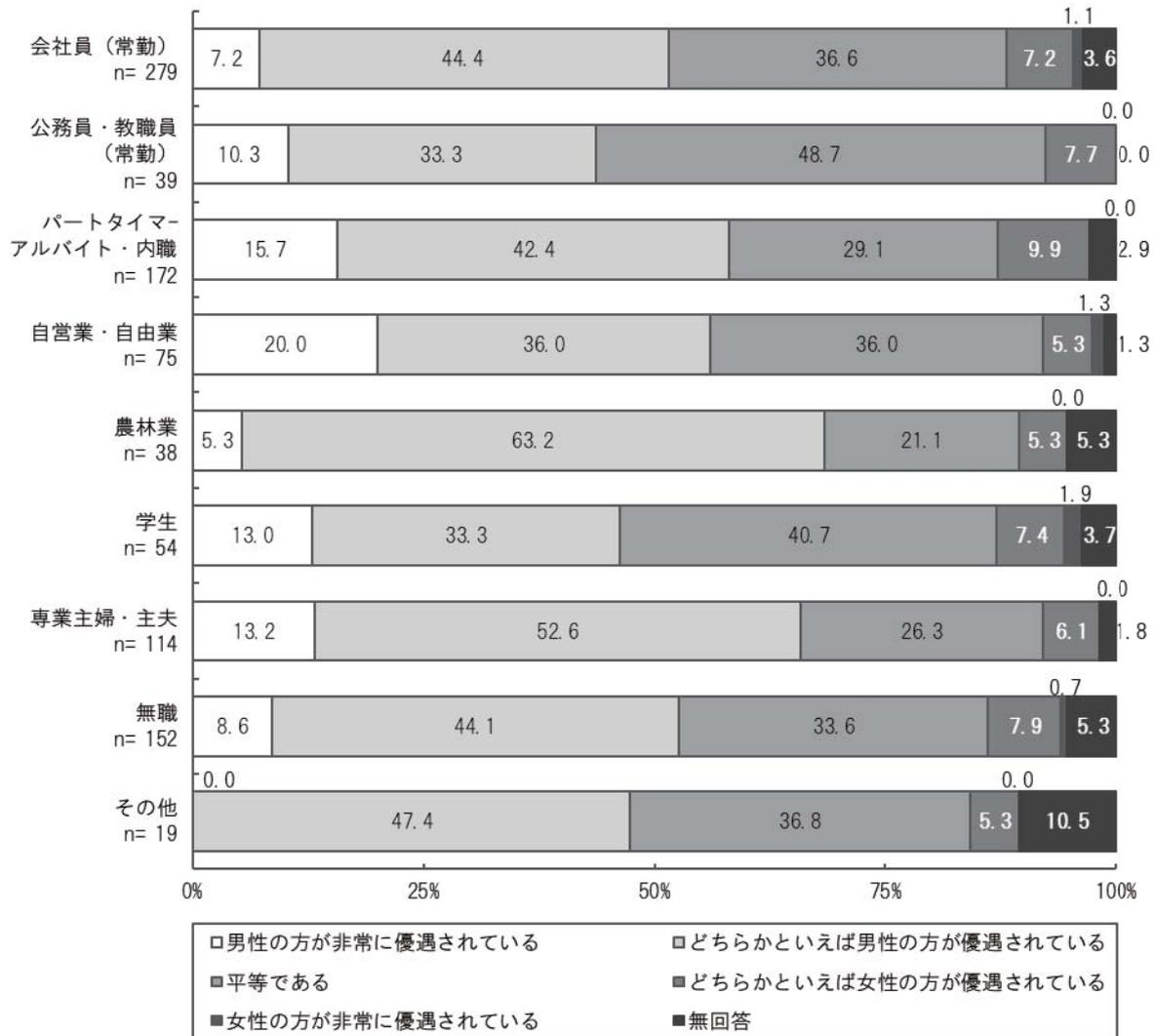
男性、女性ともに「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（42.2%・46.1%）の割合が最も高くなっています。



資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

職業別でみると、農林業、専業主婦・主夫で高く、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合（68.5%・65.8%）、公務員・教職員（常勤）、学生で「平等である」（48.7%・40.7%）の割合が高くなっています。

■ 家庭生活における男女の平等感について（職業別）

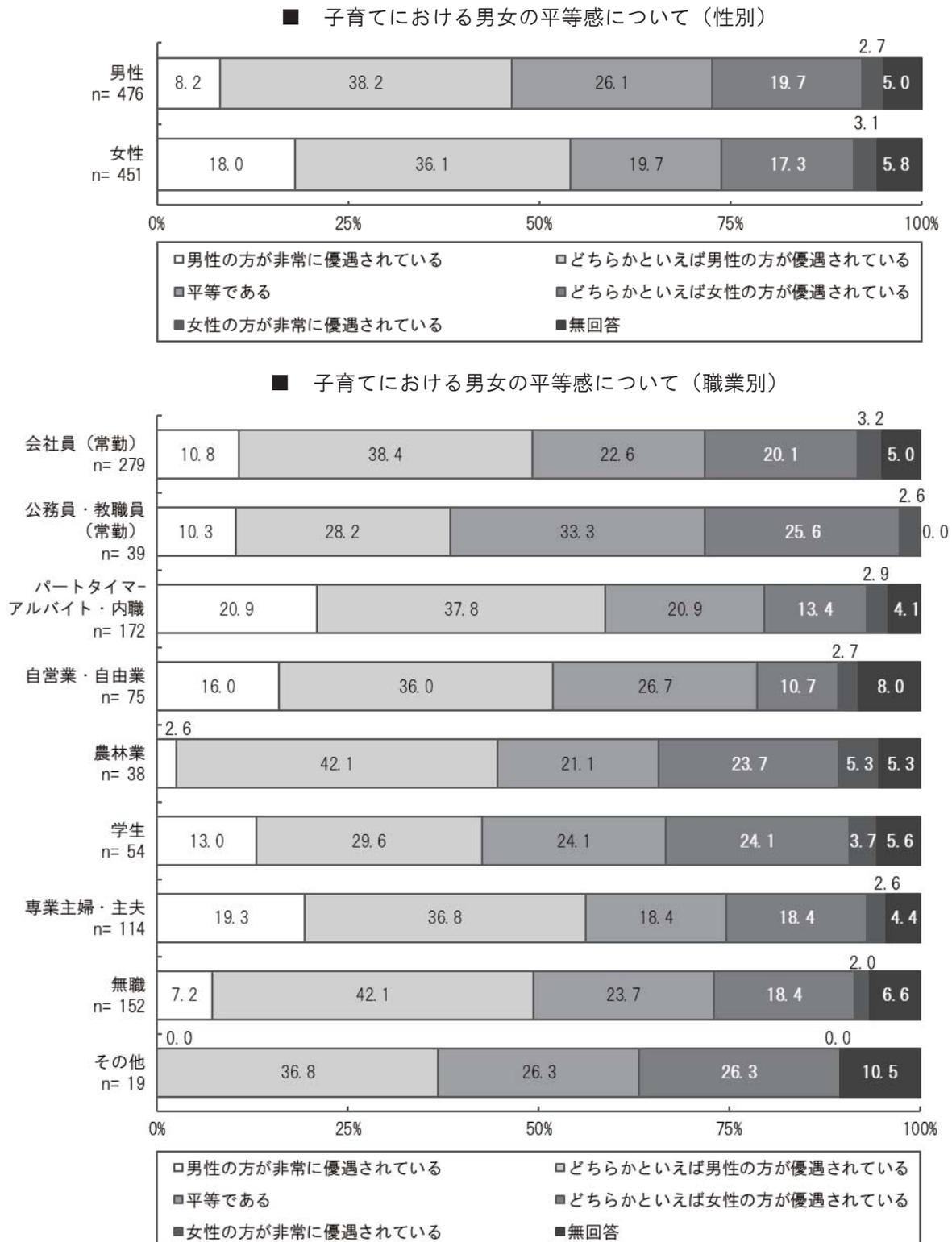


資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

イ) 子育て

男性、女性ともに「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(38.2%・36.1%)の割合が最も高くなっています。

職業別でみると、パートタイマー・アルバイト・内職、専業主婦・主夫で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合(58.7%・56.1%)が高くなっています。

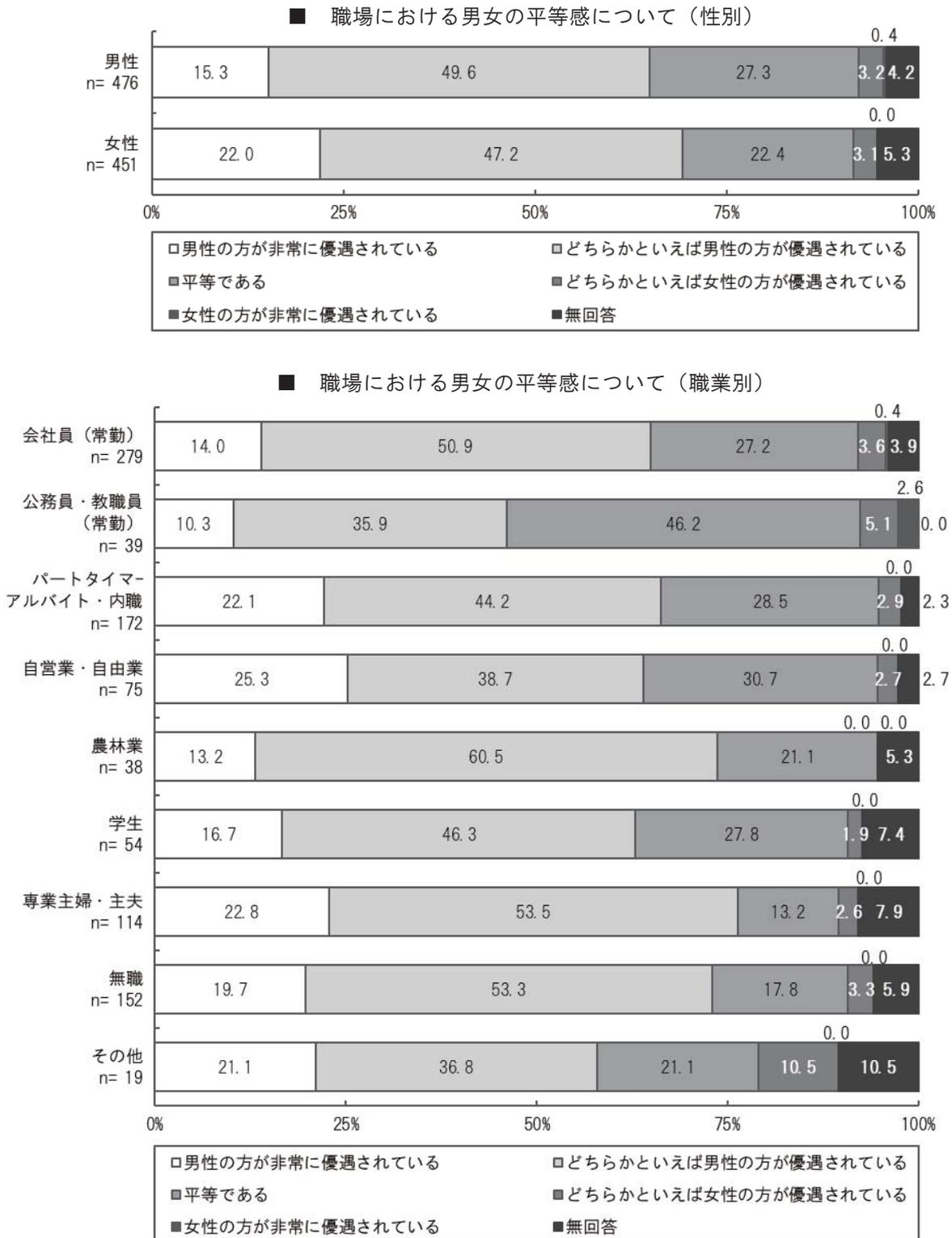


資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

ウ) 職場

男性、女性ともに「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(49.6%・47.2%)の割合が最も高くなっています。

職業別でみると、農林業、専業主婦・主夫、無職で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合(73.7%・76.3%・73.0%)、公務員・教職員(常勤)で「平等である」(46.2%)の割合が高くなっています。

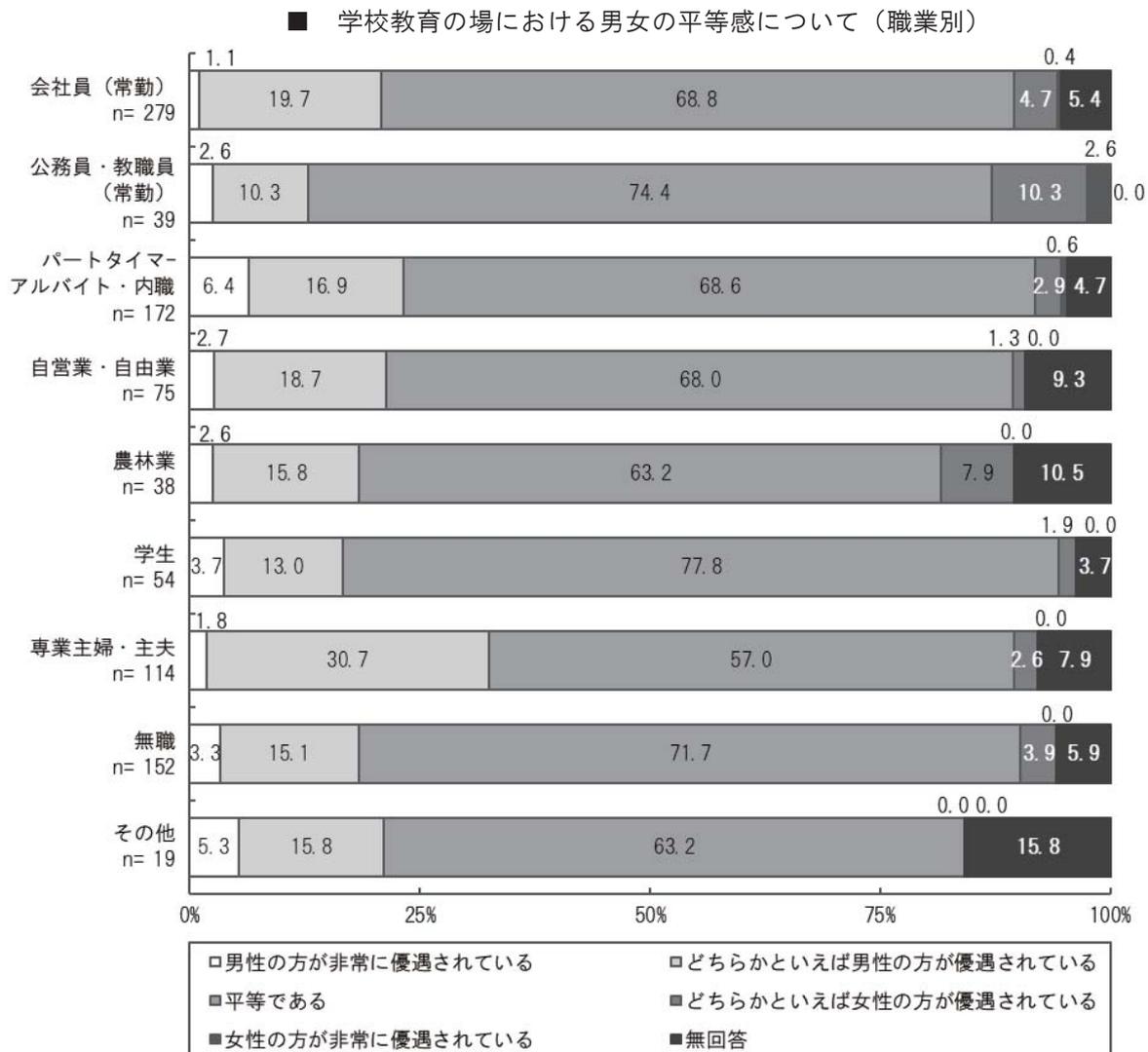
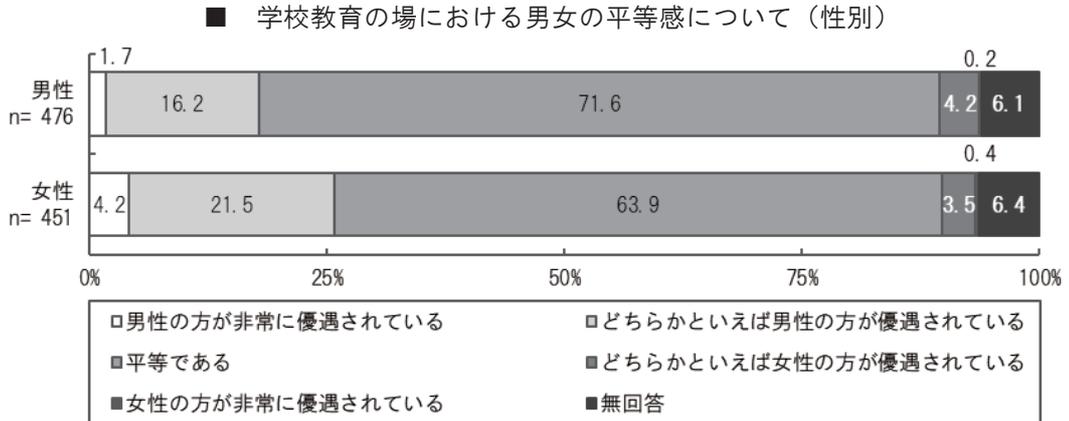


資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

エ) 学校教育の場

男性、女性ともに「平等である」(71.6%・63.9%)の割合が最も高くなっています。

職業別でみると、専業主婦・主夫で「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(30.7%)、公務員・教職員(常勤)、学生で「平等である」(74.4%・77.8%)の割合が高くなっています。

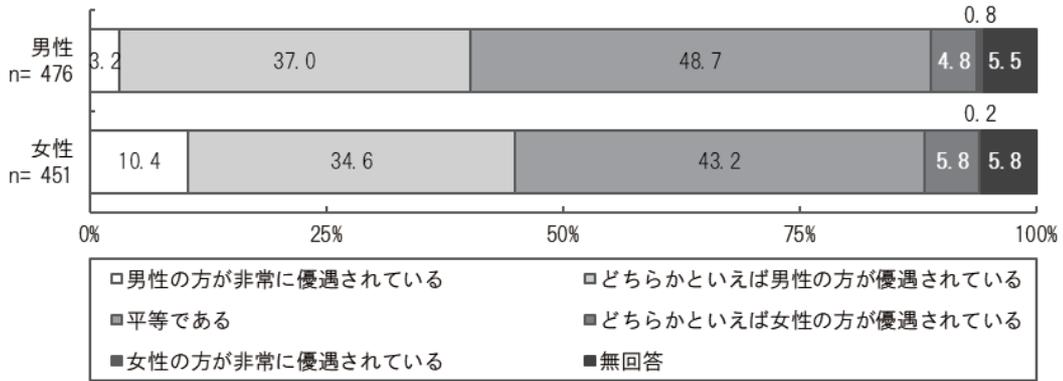


オ) 地域活動

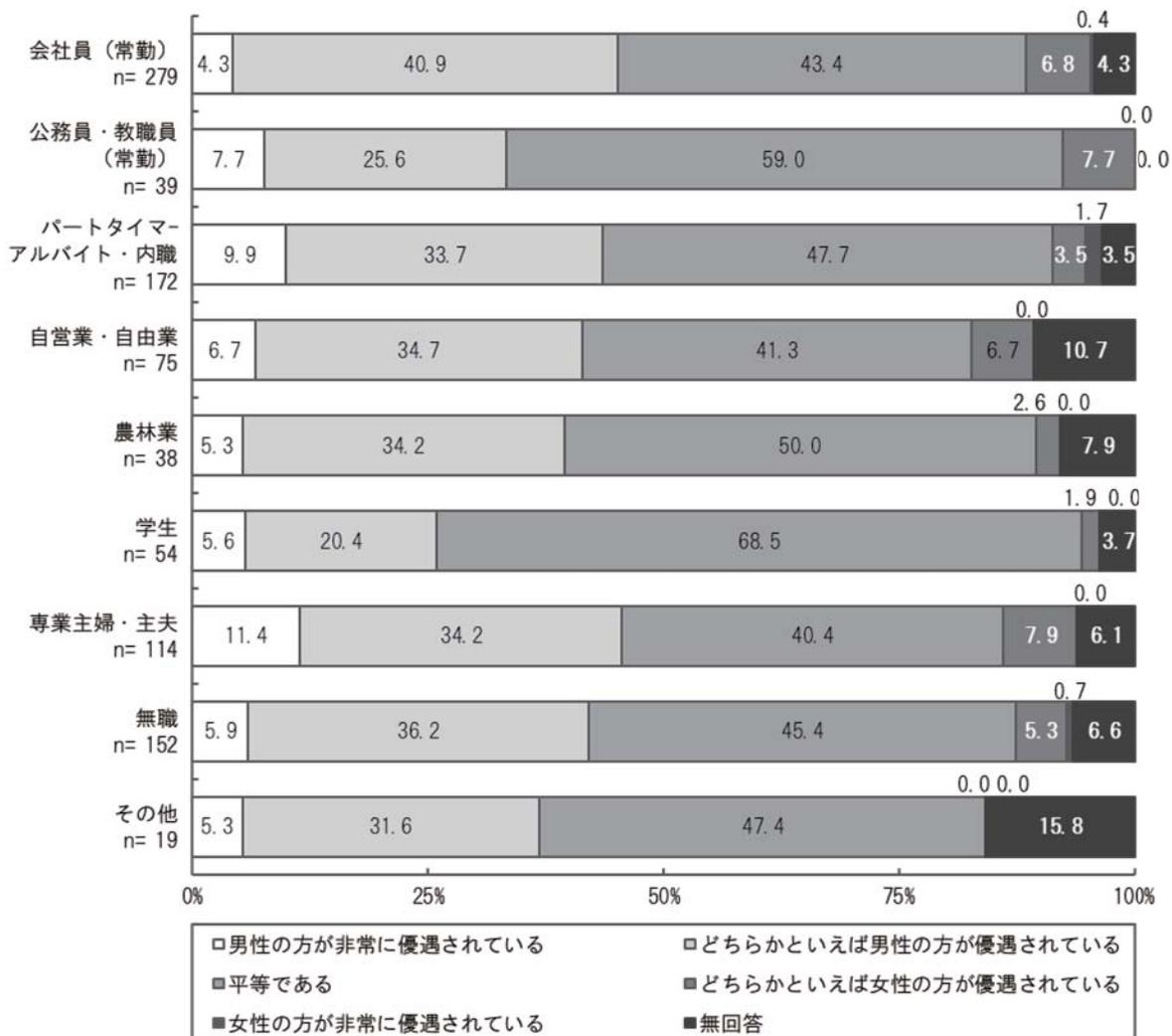
男性、女性ともに「平等である」(48.7%・43.2%)の割合が最も高くなっています。

職業別でみると、会社員で「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(40.9%)、公務員・教職員(常勤)、学生で「平等である」(59.0%・68.5%)の割合が高くなっています。

■ 地域活動における男女の平等感について (性別)



■ 地域活動における男女の平等感について (職業別)

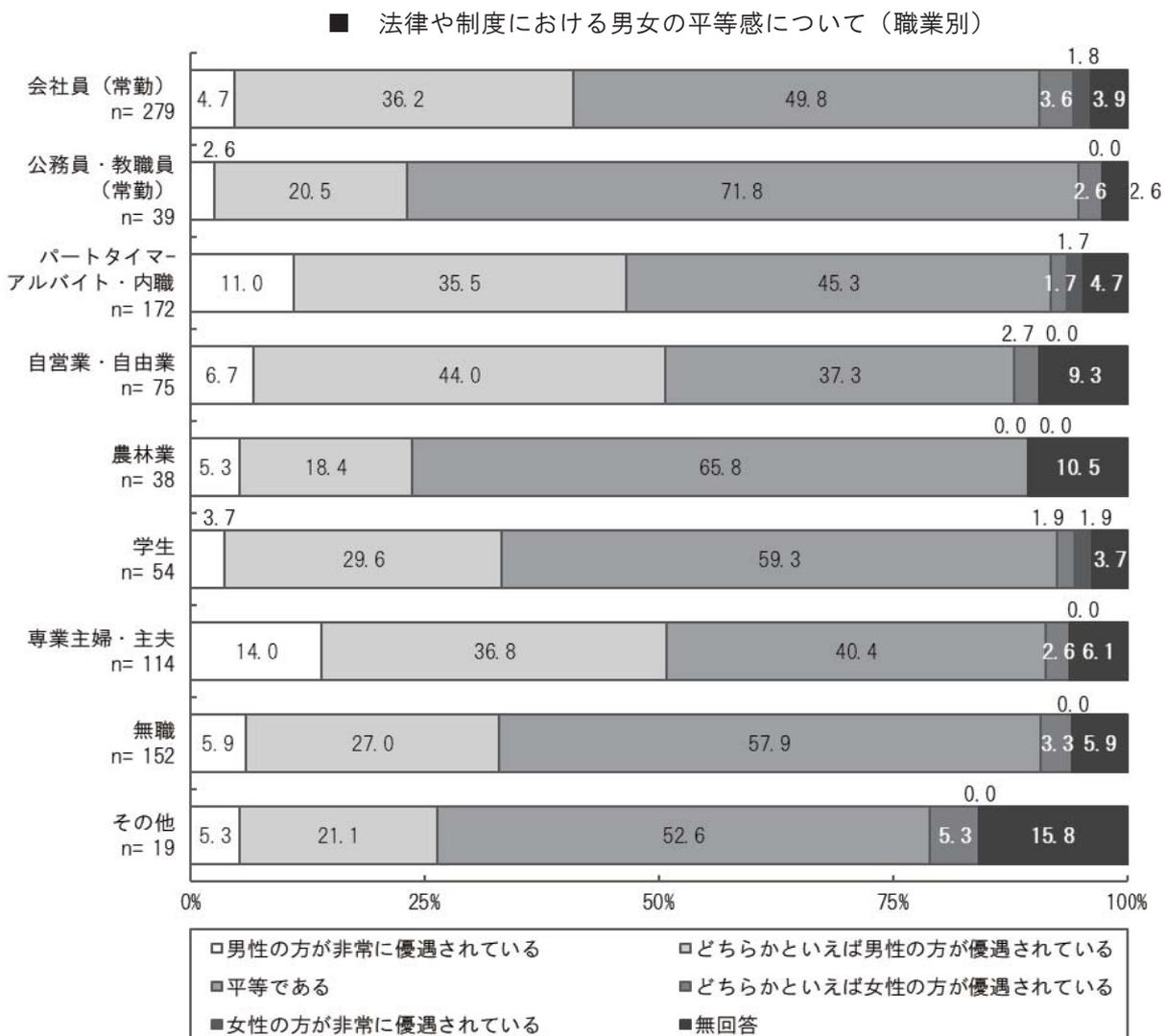
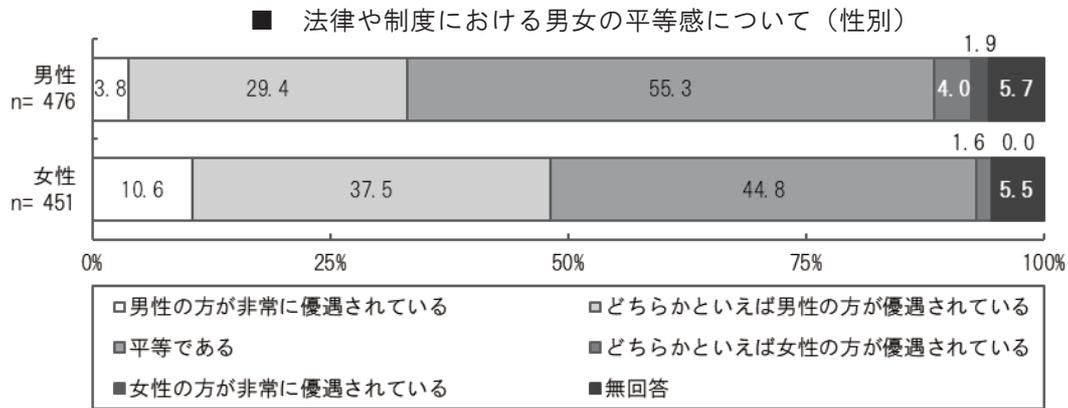


資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

カ) 法律や制度

男性、女性ともに「平等である」(55.3%・44.8%)の割合が最も高くなっています。

職業別でみると、専業主婦・主夫で「男性の方が非常に優遇されている」(14.0%)、自営業・自由業で「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(44.0%)、公務員・教職員(常勤)で「平等である」(71.8%)の割合が高くなっています。



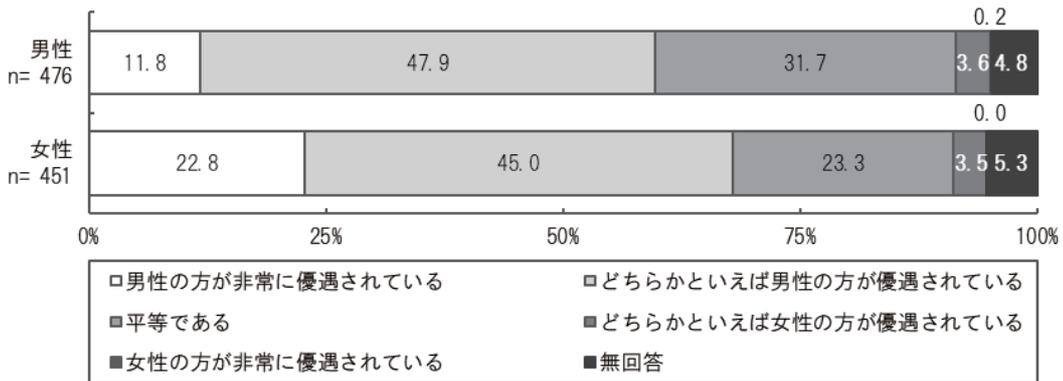
資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

キ) しきたりや習慣

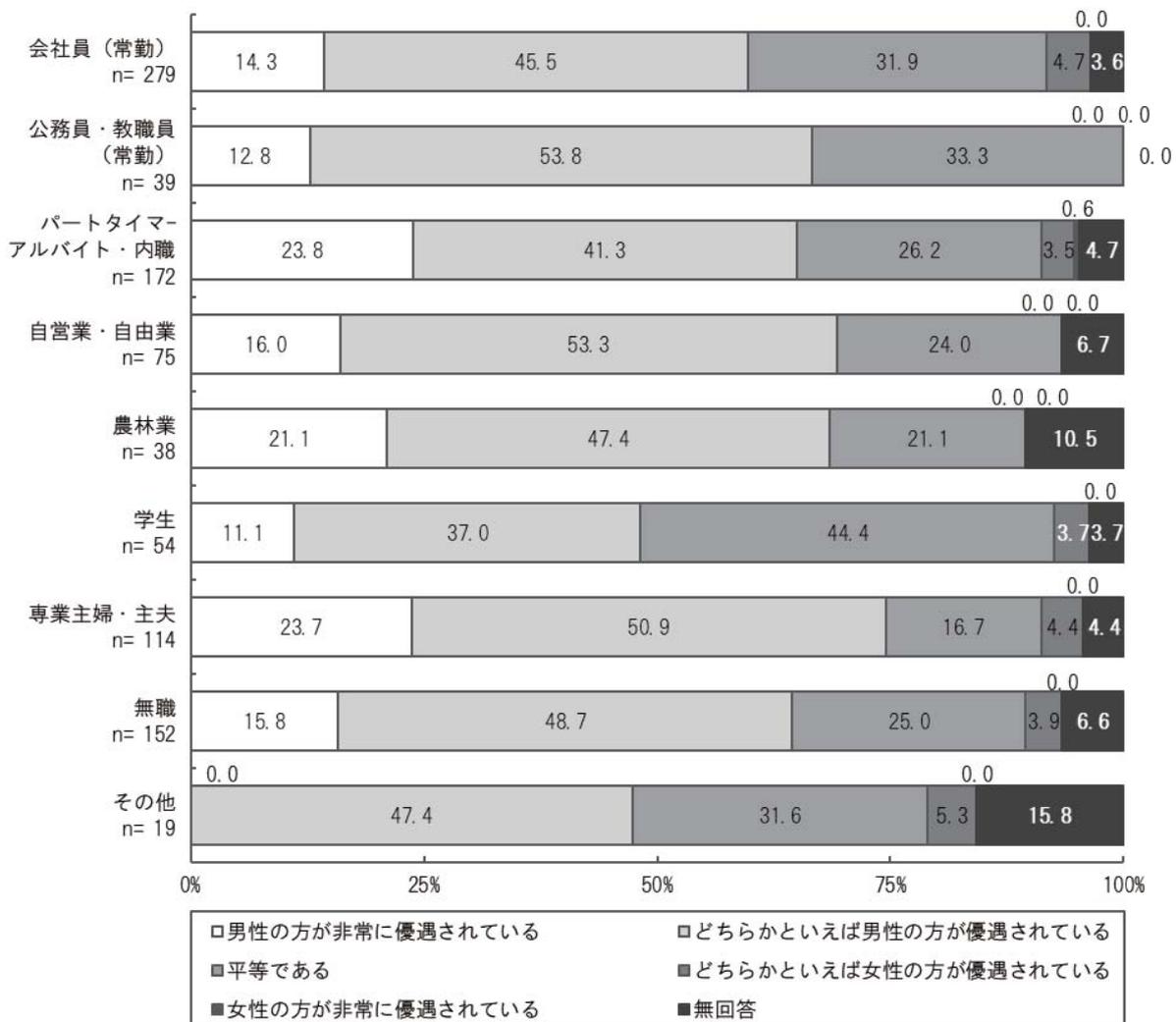
男性、女性ともに「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(47.9%・45.0%)の割合が最も高くなっています。

職業別でみると、専業主婦・主夫で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合(74.6%)が高くなっています。

■ しきたりや習慣における男女の平等感について(性別)



■ しきたりや習慣における男女の平等感について(職業別)



資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

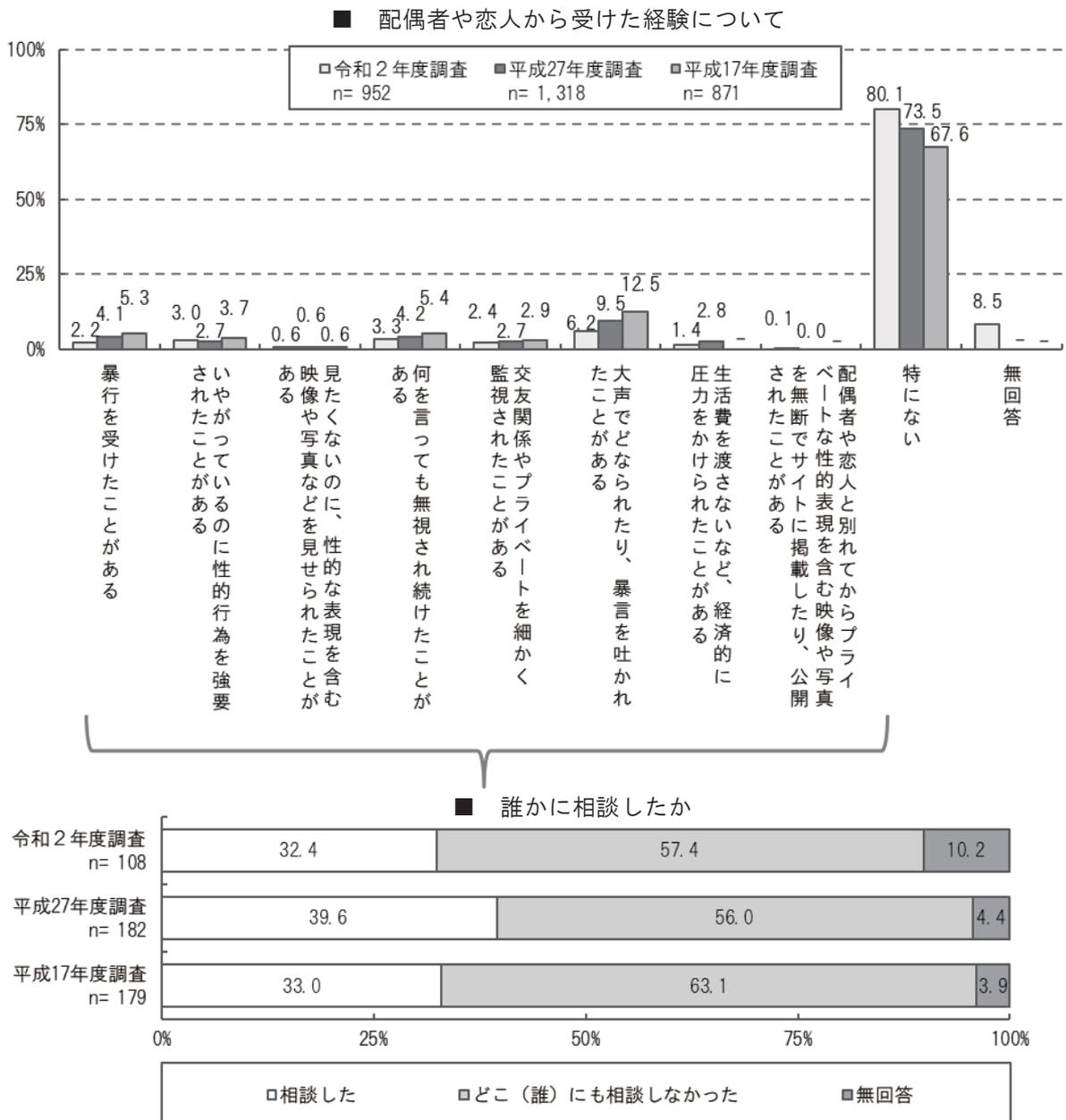
③配偶者や恋人から受けた経験について

配偶者や恋人からハラスメント行為等受けた経験についてみると、「特にない」(80.1%)が最も高くなっています。

令和2(2020)年度調査と平成27(2015)年度調査と比較すると、「特にない」の割合が6.6%増加しています。

令和2(2020)年度調査と平成17(2005)年度調査と比較すると、「特にない」の割合が12.5%増加しています。一方、「大声でどなられたり、暴言を吐かれたことがある」の割合が6.3%減少しています。

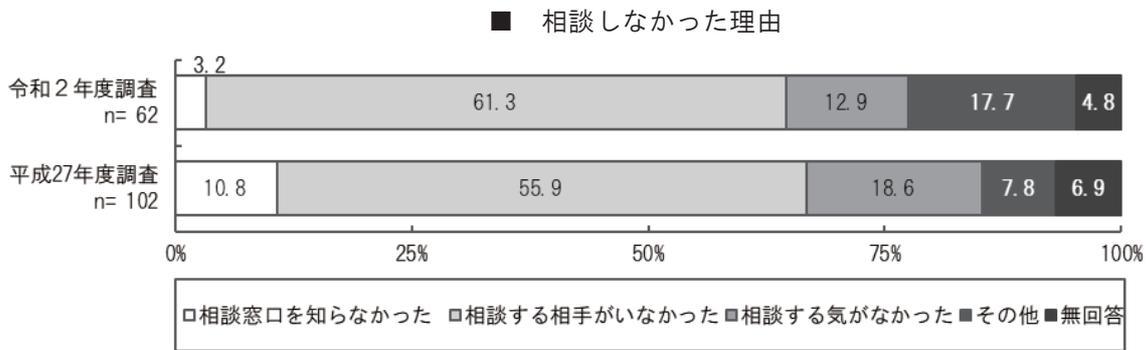
配偶者や恋人から受けた経験があると回答した方に、誰かに相談したかを聞くと、令和2(2020)年度調査と平成27(2015)年度調査と比較すると、「相談した」割合が7.2%減少しており、平成17(2005)年度調査と比較すると、「どこ(誰)にも相談しなかった」割合が5.7%減少しています。



資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

配偶者や恋人から受けた経験があると回答した方の中で、どこ（誰）にも相談しなかったと回答した方に、相談しなかった理由を聞くと、「相談する相手がいなかった」（61.3%）が最も高く、次いで「相談する気がなかった」（12.9%）となっています。

令和2（2020）年度調査と平成27（2015）年度調査と比較すると、「相談する気がなかった」の割合が5.7%減少しています。一方、「相談窓口を知らなかった」の割合が7.6%減少し、「相談する相手がいなかった」の割合が5.4%増加しています。

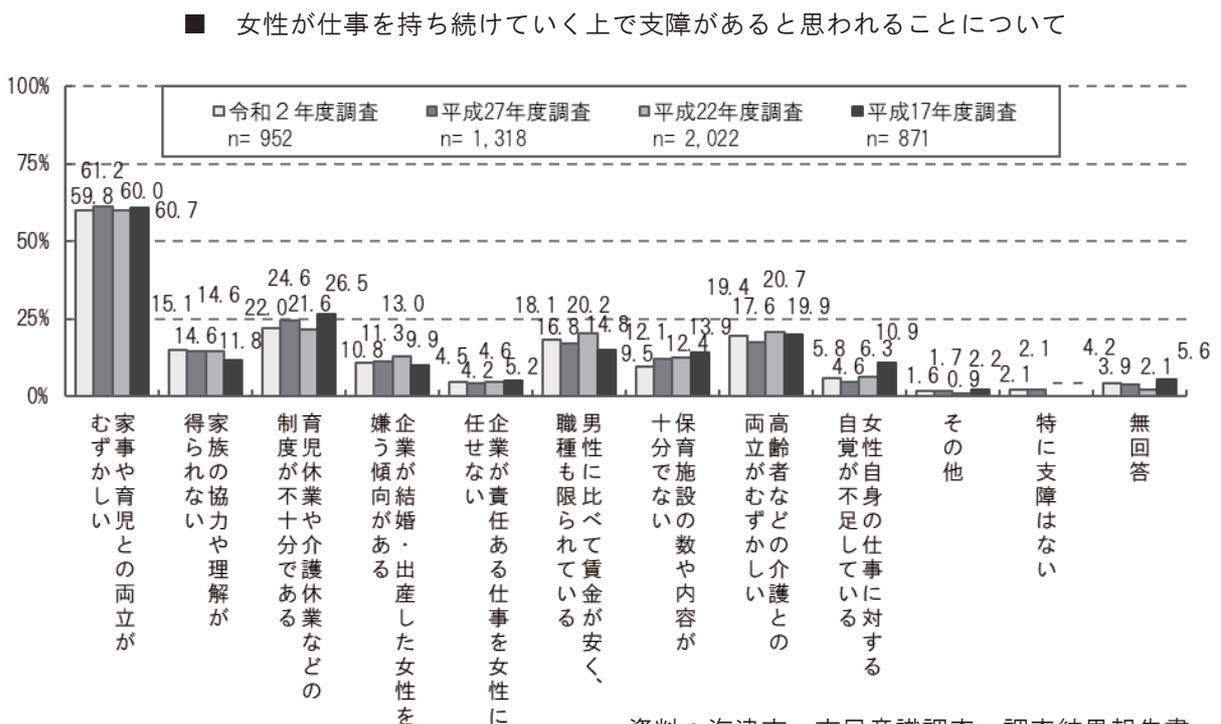


資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

④女性が仕事を持ち続けていく上で支障があると思われることについて

女性が仕事を持ち続けていく上で支障があると思われることについてみると、「家事や育児との両立がむずかしい」（59.8%）が最も高く、次いで「育児休業や介護休業などの制度が不十分である」（22.0%）、「高齢者などの介護との両立がむずかしい」（19.4%）となっています。

令和2（2020）年度調査と平成27（2015）年度調査、平成22（2010）年度調査と比較すると、大きな変化はみられませんが、平成17（2005）年度調査と比較すると、「女性自身の仕事に対する自覚が不足している」の割合が減少しています。



資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

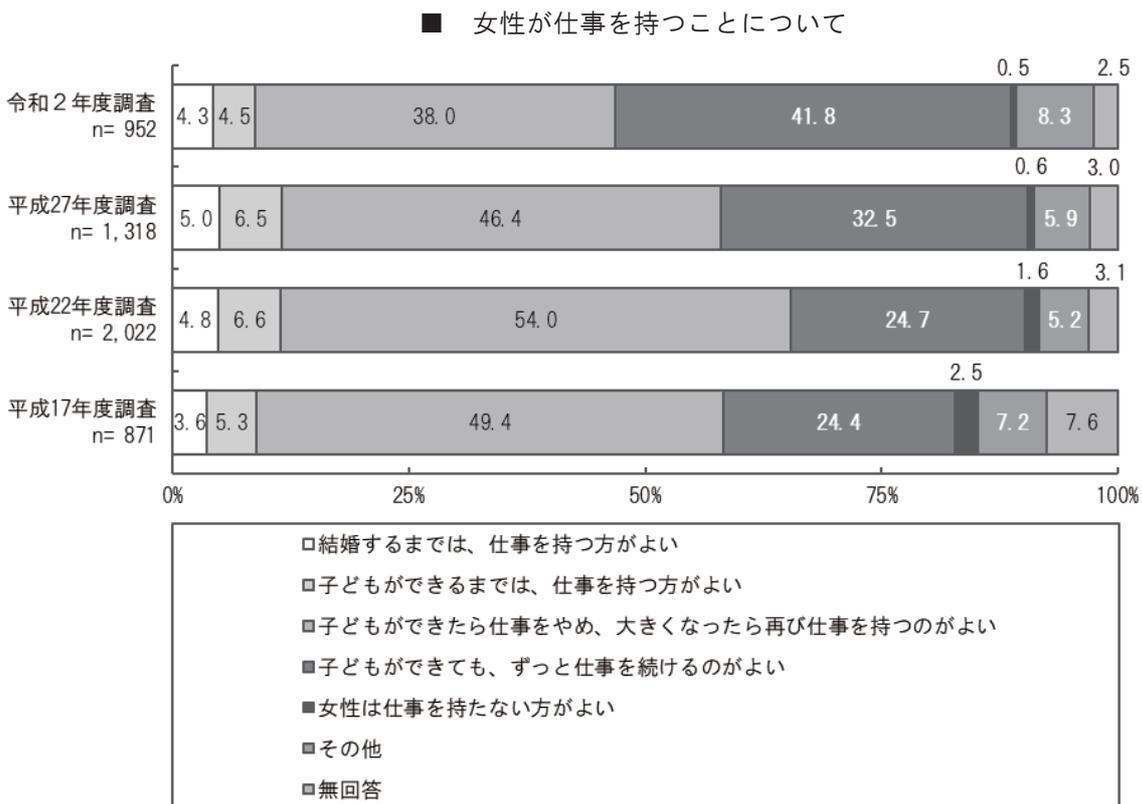
⑤女性が仕事を持つことについて

女性が仕事を持つことについてみると、「子どもができて、ずっと仕事を続けるのがよい」(41.8%)が最も高く、次いで「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つのがよい」(38.0%)となっています。

令和2(2020)年度調査と平成27(2015)年度調査と比較すると、「子どもができて、ずっと仕事を続けるのがよい」の割合が9.3%増加しています。一方、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つのがよい」の割合が8.4%減少しています。

令和2(2020)年度調査と平成22(2010)年度調査と比較すると、「子どもができて、ずっと仕事を続けるのがよい」の割合が17.1%増加しています。一方、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つのがよい」の割合が16.0%減少しています。

令和2(2020)年度調査と平成17(2005)年度調査と比較すると、「子どもができて、ずっと仕事を続けるのがよい」の割合が17.4%増加しています。一方、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つのがよい」の割合が11.4%減少しています。

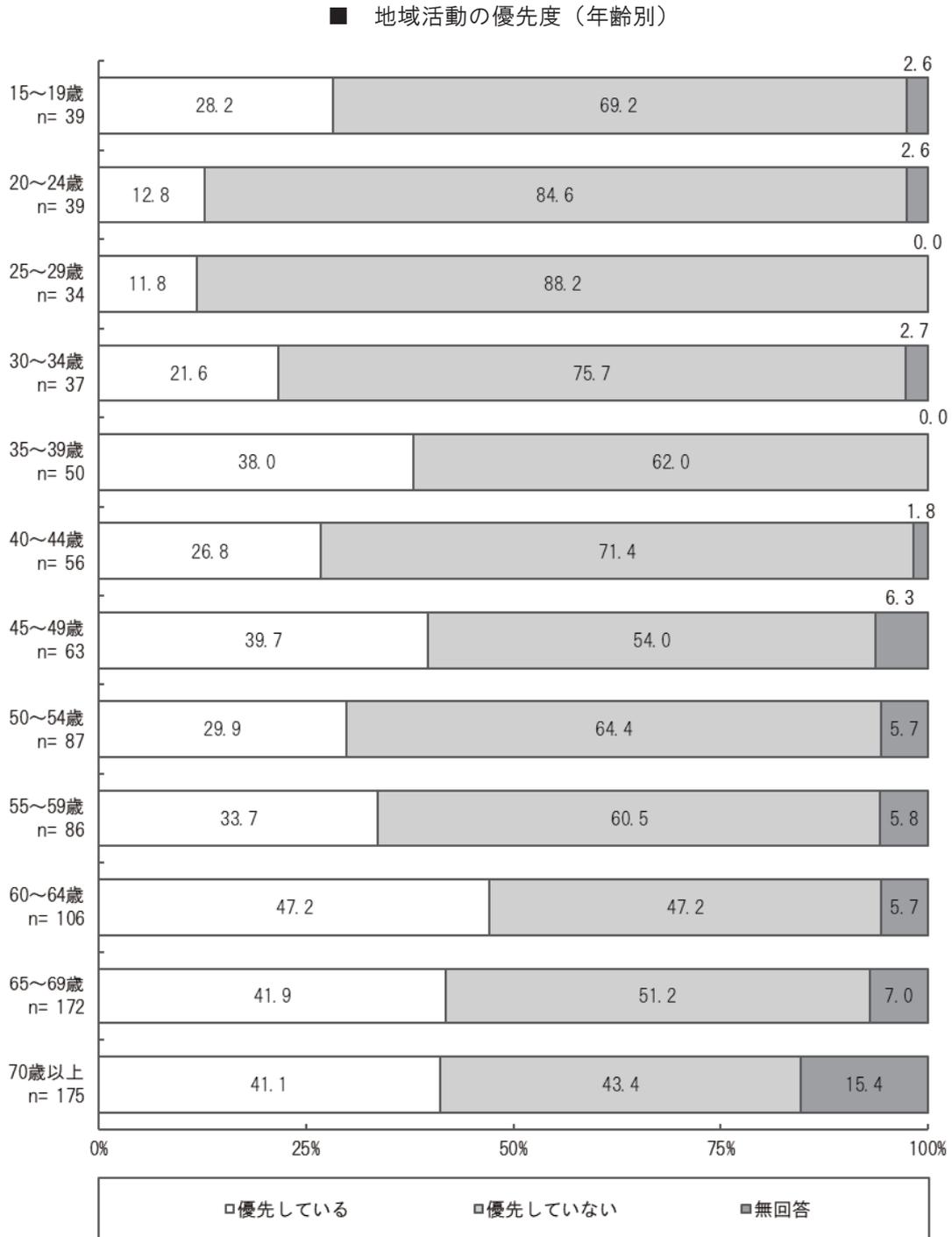


資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

⑥地域活動の優先度について

地域活動の優先度についてみると、ほとんどの年代で「優先している」よりも「優先していない」の割合が高くなっています。

特に20～24歳、25～29歳で「優先していない」(84.6%・88.2%)の割合が高くなっています。



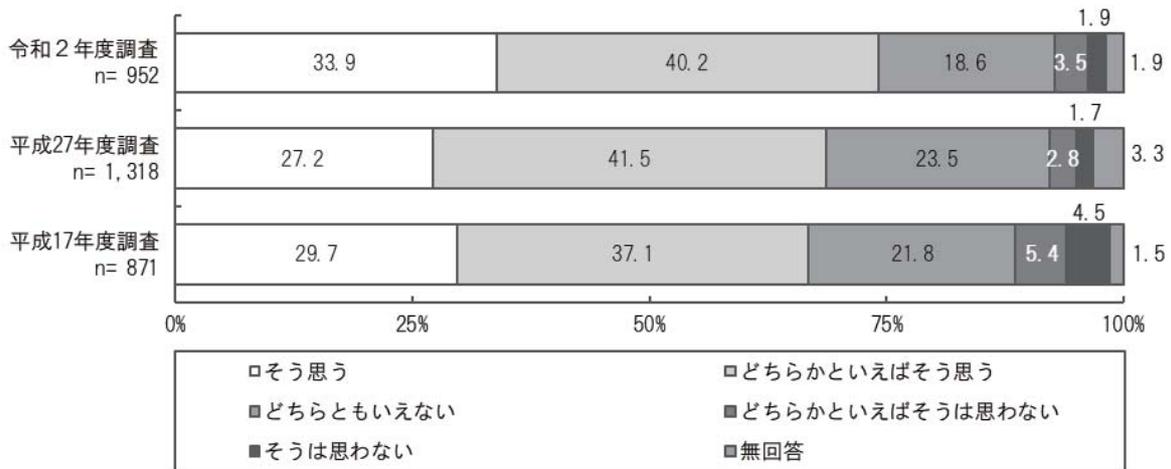
資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

⑦男性の家庭生活における活動について

男性の家庭生活における活動に参画する必要があるかという考え方についてみると、「どちらかといえばそう思う」(40.2%)が最も高く、次いで「そう思う」(33.9%)、「どちらともいえない」(18.6%)となっています。

令和2(2020)年度調査と平成27(2015)年度調査と比較すると、「そう思う」の割合が6.7ポイント増加しています。

■ 男性はもっと家庭生活における活動に参画する必要があるという考えにどう思うか



資料：海津市 市民意識調査 調査結果報告書

(2) 事業所意識調査

本調査は、民間事業所の意識や現状を把握すること及び調査の実施により男女共同参画の意識高揚を図ることを目的に実施しました。

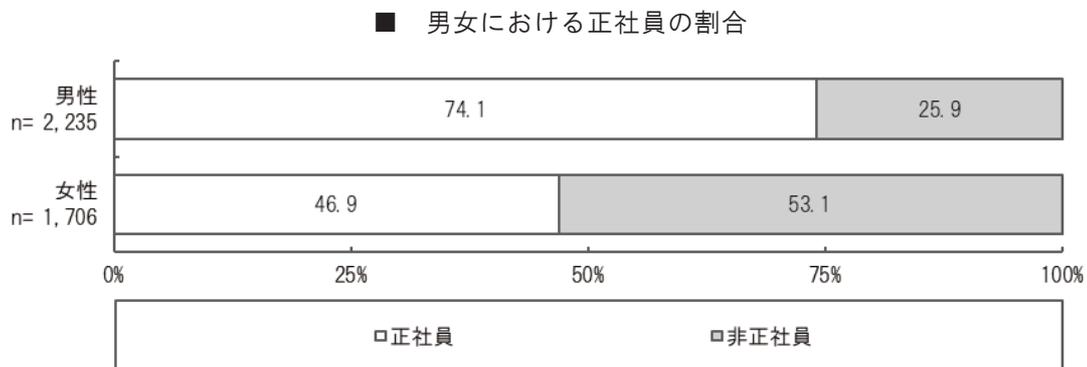
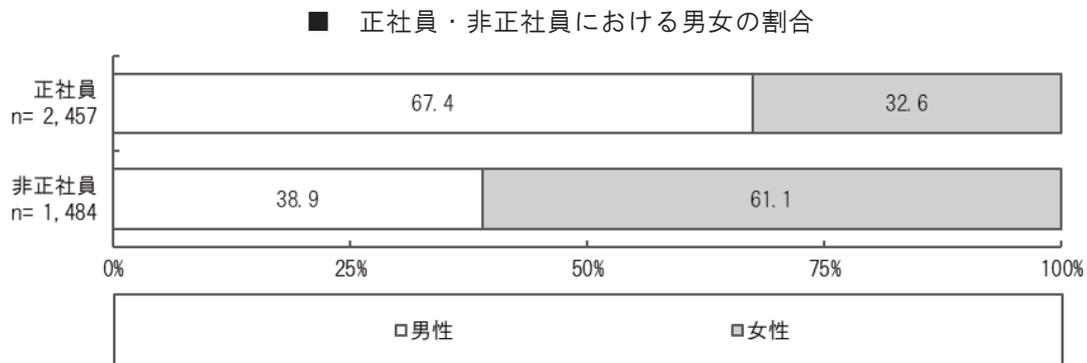
調査対象者	市内に立地する、事業所従業者規模20人以上の事業所 139社(全数調査)
調査方法	令和2(2020)年10月1日～10月30日 対象事業所へ郵送にて調査

調査数(A)	139通	有効回答数(B)	83通	回答率(B/A)	59.7%
--------	------	----------	-----	----------	-------

①雇用形態について

雇用形態別人数についてみると、正社員における男性の割合が67.4%（前回72.7%）、女性の割合が32.6%（前回27.3%）となっており、女性は前回調査と比較すると、正社員で就業する傾向が高くなっています。

男女における正社員の割合をみると、男性は74.1%（前回80.9%）女性は46.9%（前回40.0%）となっており、女性は前回調査と比較すると、正社員で就業する傾向が高くなっています。



資料：海津市男女共同参画に関する事業所意識調査 結果報告書

②女性活用のための取組の実施状況について

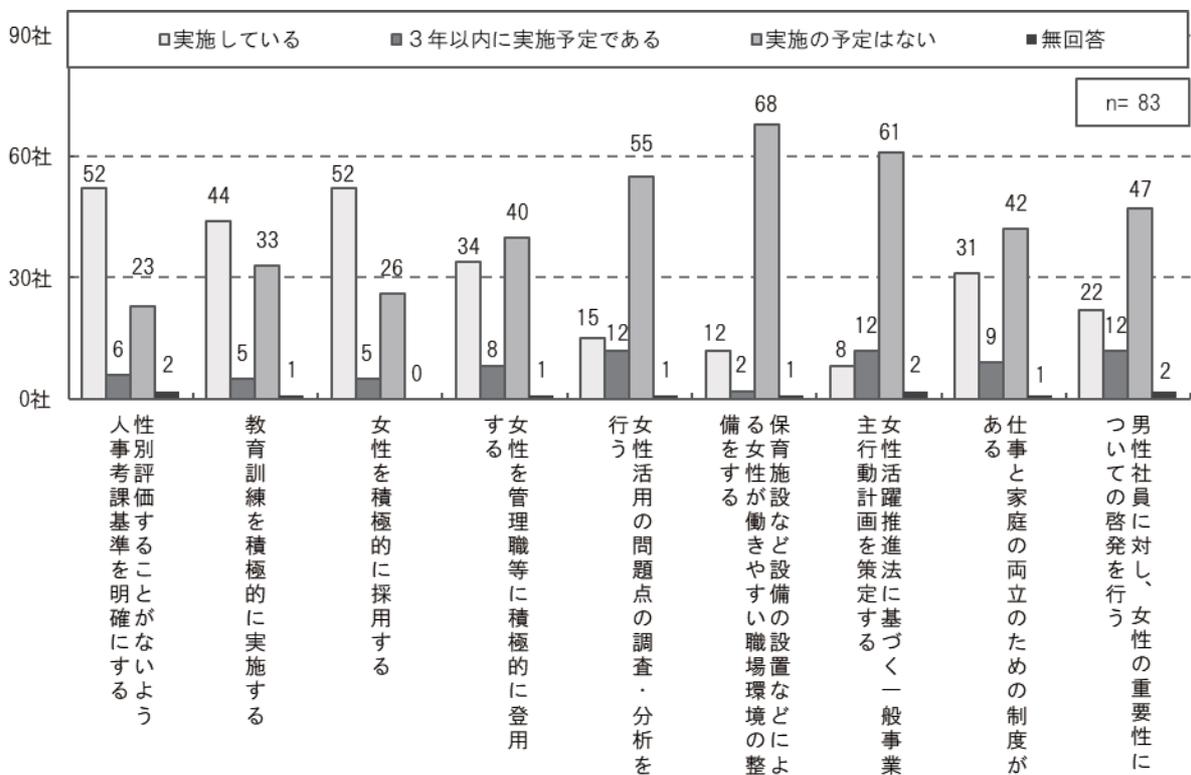
女性活用のための取組の実施状況についてみると、「性別評価することがないよう人事考課基準を明確にする」及び「女性を積極的に採用する」が52社と最も多く、次いで「教育訓練を積極的に実施する」が44社となっています。女性を採用するだけでなく、スキルアップや管理職等昇進も視野に入れ、教育訓練等採用後のフォローも積極的に実施している事業所が多くなっています。

また、前回調査時と比較すると、「性別評価することがないよう人事考課基準を明確にする」が39社から52社に、「女性を積極的に採用する」が41社から52社に増加するなど、男女共同参画を意識した取組を積極的に実施している事業所が増加しています。

3年以内に実施予定である取組についてみると、「女性活用の問題点の調査・分析を行う」「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する」及び「男性社員に対し、女性の重要性についての啓発を行う」が12社と最も多く、次いで「仕事と家庭の両立のための制度はある」9社、「女性を管理職等に積極的に登用する」が8社となっています。

一方で、実施予定がない取組については、「保育施設など設備の設置などによる女性が働きやすい職場環境の整備をする」が68社となっており、「子育て世代の女性」に対する事業所の取組は、あまり進んでいると言えない状況にあります。また、「仕事と家庭の両立のための制度がある」については42社が、「実施の予定はない」と回答しており、「共働き世帯」の働き方ニーズと事業所側の取組の方針に大きく差があることが分かります。

■ 女性活用のための取組の実施状況



資料：海津市男女共同参画に関する事業所意識調査 結果報告書

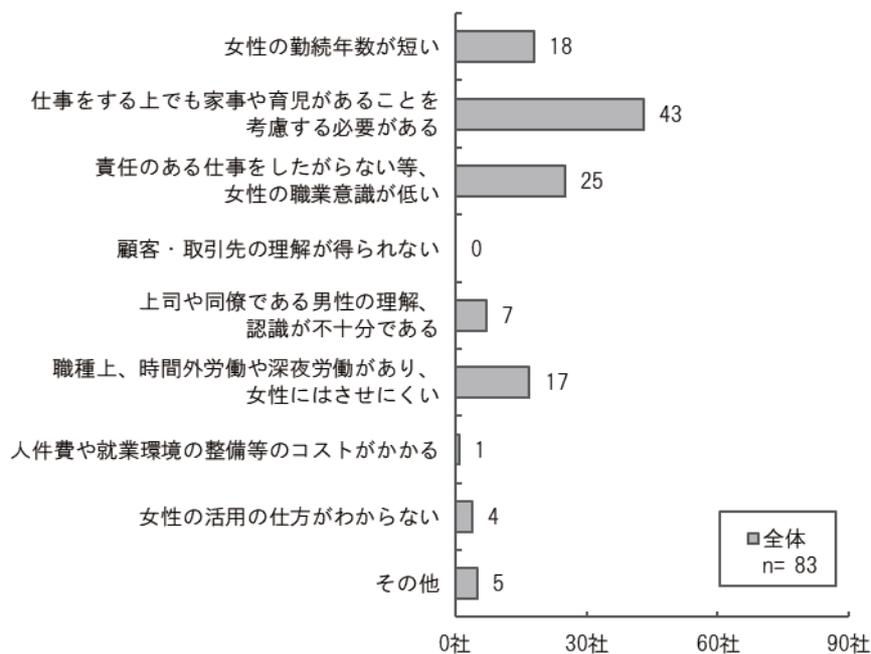
③女性活用を困難にしている要因について

女性活用を困難にしている要因についてみると、「仕事をする上でも家事や育児があることを考慮する必要がある」が43社と最も多く、次いで「責任のある仕事をしながら等、女性の職業意識が低い」が25社となっています。

また、「職種上、時間外労働や深夜労働があり、女性にはさせにくい」という回答も一定数あることから、勤務時間帯や業務内容によって女性の活用が難しい業種もある状況です。

一方、「顧客・取引先の理解が得られない」と回答した事業所は1社もありませんでした。

■ 女性活用を困難にしている要因（複数回答）



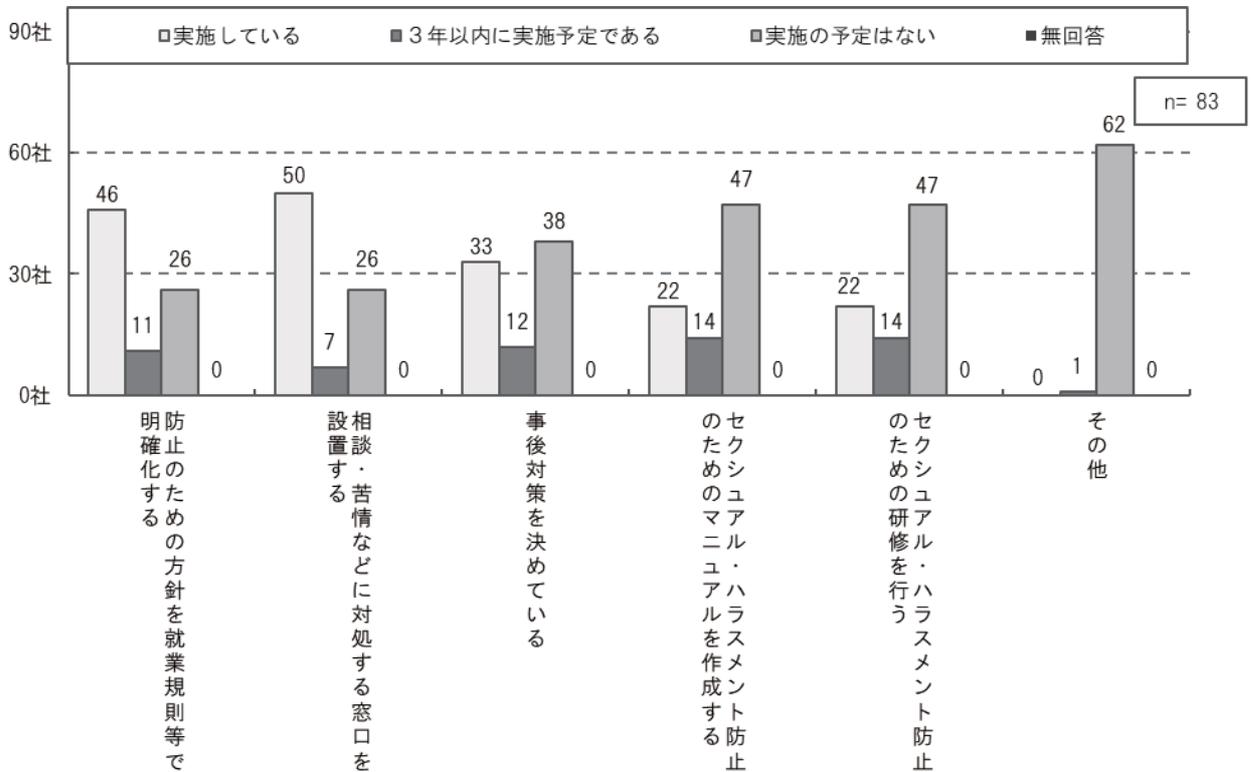
資料：海津市男女共同参画に関する事業所意識調査 結果報告書

セクシュアル・ハラスメント防止のための取組について

セクシュアル・ハラスメント※⁶防止のための取組についてみると、最も多かったのは「相談・苦情などに対処する窓口を設置する」が50社（前回37社）、次いで「防止のための方針を就業規則等で明確化する」が46社（前回34社）となっています。

全体的に、前回より取組が進んでいる状況は確認できるものの、「実施している」と「3年以内に実施予定である」を合わせて、ようやく半数以上となっており、まだまだ取組が少ない状況となっています。

■ セクシュアル・ハラスメント防止のための取組の実施状況



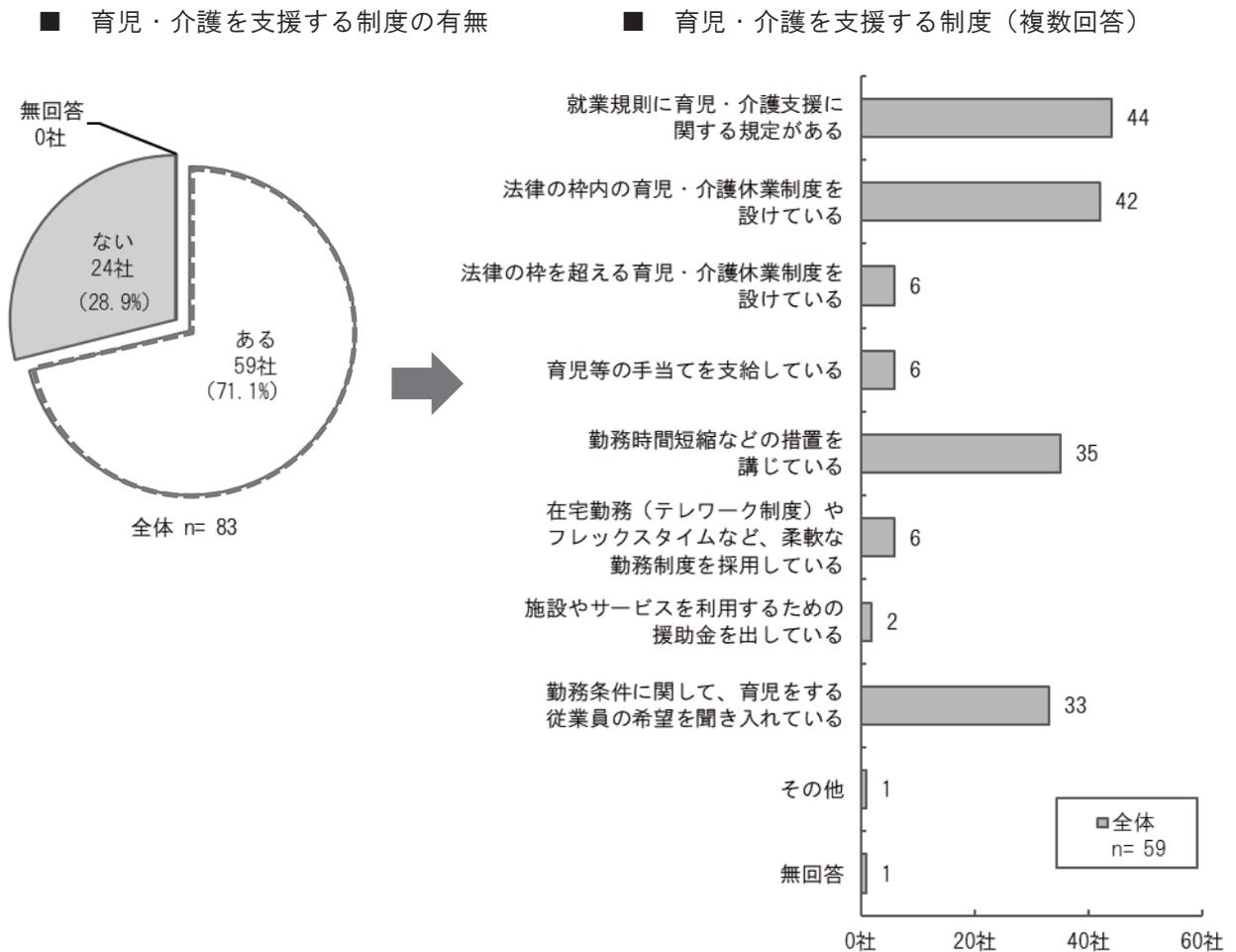
資料：海津市男女共同参画に関する事業所意識調査 結果報告書

※⁶ 性的ないやがらせのこと。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者とその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされている。

⑤ 育児休業・介護休業の制度整備について

育児・介護を支援する制度の有無についてみると、「ある」が71.1%（前回48.7%）、「ない」が28.9%（前回44.9%）となっています。前回調査時と比較すると、育児・介護を支援する制度がある事業所が大きく増加しており、育児・介護のために働けなくなることを防止するため、仕事と育児・介護が両立できる職場環境が整備されつつあります。

また、「ある」と回答した59社にどのような制度があるか聞くと、最も多かったのは「就業規則に育児・介護支援に関する規定がある」が44社（前回30社）、次いで「法律の枠内の育児・介護休業制度を設けている」42社（前回31社）となっています。

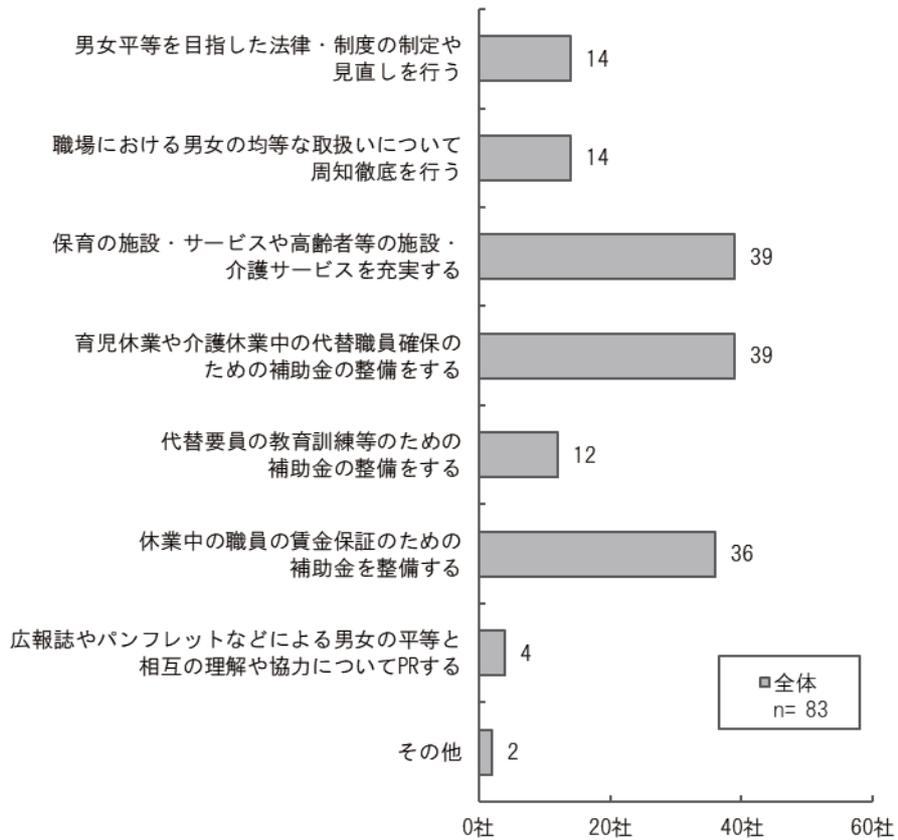


資料：海津市男女共同参画に関する事業所意識調査 結果報告書

⑥行政（国・県・市）に期待する支援について

女性活用のために、行政（国・県・市）に期待する支援について、最も多かったのは「保育の施設・サービスや高齢者等の施設・介護サービスを充実する」、「育児休業や介護休業中の代替職員確保のための補助金の整備をする」の39社、次いで「休業中の職員の賃金保証のための補助金を整備する」の36社となっており、前回の調査と比較しても同様の状況となっています。

■ 行政（国・県・市）に期待する支援（複数回答）



資料：海津市男女共同参画に関する事業所意識調査 結果報告書

(3) 職員意識調査

本調査は、市職員の意識や現状の把握及び調査を実施することで意識の高揚を図ることを目的に実施しました。

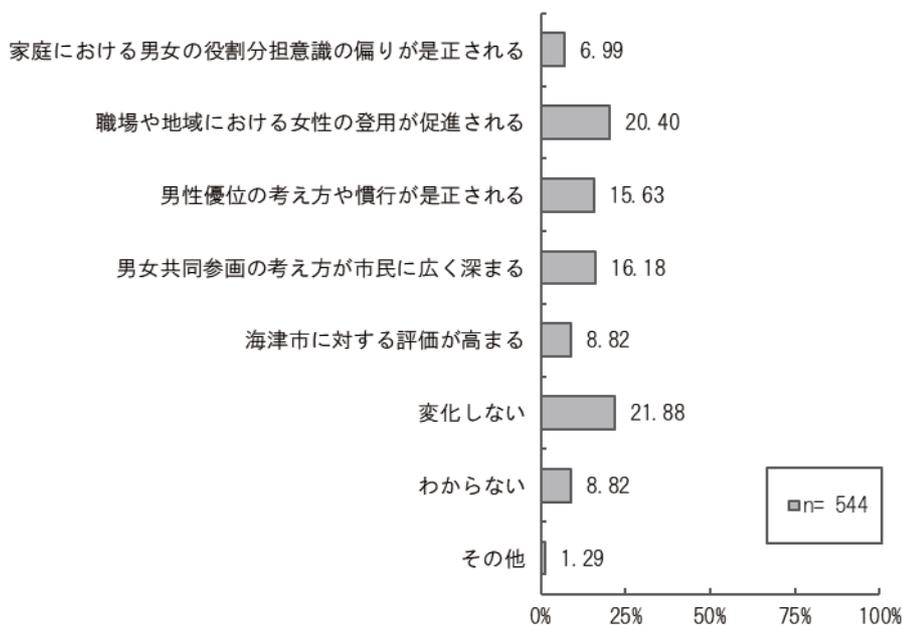
調査対象者	市職員535人(1人1台パソコンが利用できる職員)
調査方法	令和3(2021)年3月8日～3月19日

調査数(A)	535人	有効回答数(B)	342人	回答率(B/A)	63.9%
--------	------	----------	------	----------	-------

①市役所の管理職や審議会等委員への女性登用について

市役所の管理職や審議会等委員に占める女性の割合が30%以上になった場合、市民の意識がどのように変化するというかについてみると、「変化しない」(21.88%)が最も高く、次いで「職場や地域における女性登用が促進される」(20.40%)、「男女共同参画の考え方が市民に広く深まる」(16.18%)となっています。

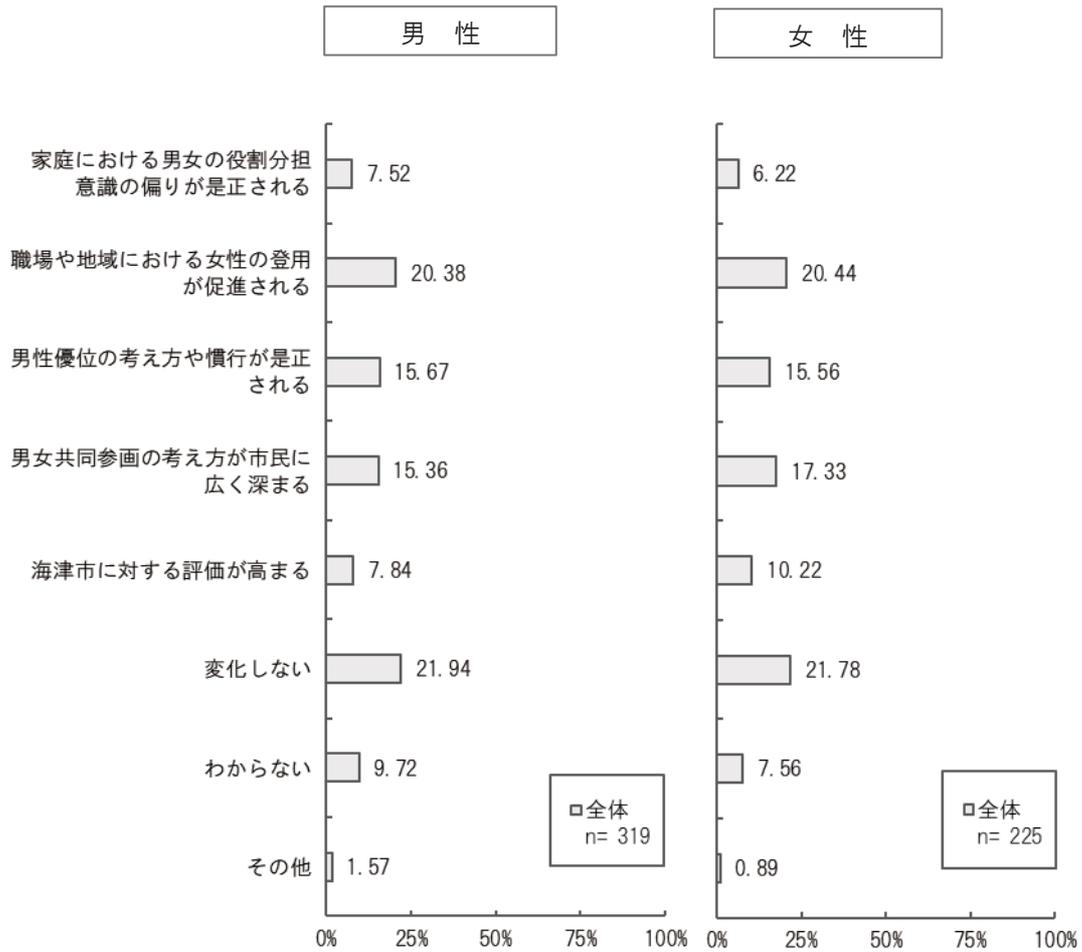
- 市役所の管理職や審議会等委員に占める女性の割合が30%以上になった場合
市民の意識がどのように変化するというか(複数回答)



資料：令和2(2020)年度 男女共同参画に関する職員意識調査 結果報告書

市役所の管理職や審議会等委員に占める女性の割合が30%以上になった場合、市民の意識がどのように変化するというかを男女別にみると、男性女性ともに、「変化しない」（21.94%・21.78%）が最も高くなっています。

■ 市役所の管理職や審議会等委員に占める女性の割合が30%以上になった場合
市民の意識がどのように変化するというか（複数回答）

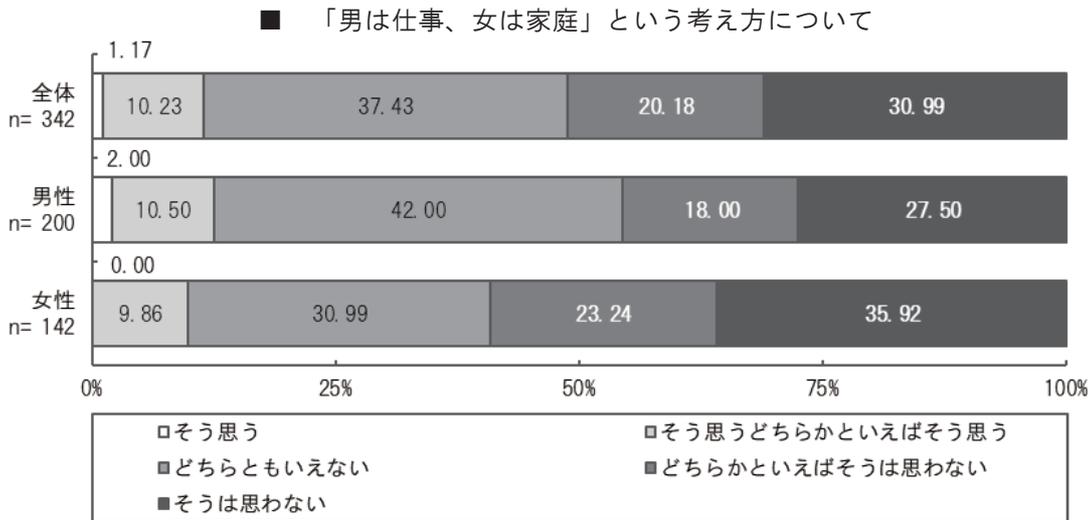


資料：令和2（2020）年度 男女共同参画に関する職員意識調査 結果報告書

② 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「男は仕事、女は家庭」という考え方についてみると、全体、男性では、「どちらともいえない」(37.43%・42.00%)が最も高くなっています。一方、女性では「そうは思わない」(35.92%)が最も高く、「そう思う」は皆無となっています。

「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」と回答する者の割合は、全体の1割程度であることから、固定的性別役割分担意識※⁷（男女役割分担観念）はかなり低くなっています。



資料：令和2（2020）年度 男女共同参画に関する職員意識調査 結果報告書

（4）海津市男女共同参画推進審議会の意見

令和3（2021）年度第1回海津市男女共同参画推進審議会は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急事態宣言の発令等を受け、令和3（2021）年8月27日に書面開催しました。

海津市男女共同参画推進審議会から、次のとおり、意識調査結果に関する意見の提出がありました。

① 市民意識調査

- 社会状況の変化（世帯構造の変化、共働き世帯の就労形態の変化）を背景に、様々な分野における女性の活躍やDV※⁸問題がメディアで取り上げられるなど、市民が男女共同参画に関する事柄にふれる機会が増えたことにより、前回調査と比較し市民の男女共同参画の意識が広がった傾向にあることは評価できます。今回のオリンピックをめぐる明らかになった女性の現状に関する時事問題を取り上げるなど、啓発に活用してほしいと思います。

※⁷ 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと

※⁸ 配偶者（事実婚・別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある（あった）人から振られる暴力のこと。暴力には、身体的暴力（なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど）、精神的暴力（大声で怒鳴る、長期間無視する、ののしる、脅迫するなど）や性的暴力（性行為を強要する、嫌がっているのにポルノ雑誌やビデオを見せる、避妊に協力しない、中絶を強要するなど）、経済的暴力（生活費を渡さない、仕事をして収入を得ることを制限する、相談なく無計画な借金を重ねるなど）、社会的暴力（外出や親族・友人との付き合いを制限する、電話やメールを細かくチェックするなど）などが含まれる

- 年齢別の調査において、社会状況の変化を背景に、高齢者層に固定的性別役割分担意識が残っている一方で、今後の時代を担う若年層ほど固定的性別役割分担意識がなくなっている傾向であることから、今後の男女共同参画社会の実現が期待できます。しかし、人生百年時代となり、今後も元気な高齢者が地域社会をまとめる中心となることが考えられるので、高齢者層への働きかけは今後も必要であると考えます。
- 男女の平等感について、「自営業・自由業」、「農林業」の全体として「男性が優遇されている」と感じている割合が高いことから、DVやセクハラなどの男女共同参画に関する研修を受ける機会が少ないと思います。商店などの中小自営業者や農業事業者への啓発の工夫が必要であると考えます。
- 男女共同参画への意識の高い市民が見られることから、そのような人たちに海津市の審議会や委員会、まちづくりなどの市民活動の重要な役割の担い手として、積極的な参加を促し、活躍していただくことにより、海津市全体に多様な意見が反映され、市民の男女共同参画の意識向上に繋がると考えます。

② 事業所調査

- 事業所で雇用している正社員全体のうちの女性の割合が前回調査対比で増加し、女性全体のうち、正社員の割合も前回調査対比で増加傾向にあります。時代の変化を感じつつ、努力されていることがうかがえます。
- サービス充実と補助金制度の整備など、行政への期待が高いことから、行政として育児休職制度及び補助金などの支援策について、事業主と一緒に考える身近な相談機会や、セクハラ・パワハラなどの研修機会を、国や県と連携して企画・実施することが望ましいと考えます。

③ 職員の意識調査

- 職員間においては、固定的性別役割分担意識はかなり低い傾向にあります。これまでのe-ラーニングによる男女共同参画の職員研修が効果を上げてきているように感じます。

第3章

第4次海津市男女共同参画プランの 基本的な考え方

第3章 第4次海津市男女共同参画プランの基本的な考え方

1 基本理念

本プランでは、「誰もが自分らしく輝くまちづくり」を基本理念とし、第3次海津市男女共同参画プランまでの基本的な考え方を踏襲するとともに、「誰もが人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、輝いて生きることができる社会」の実現を目指します。

基本理念

誰もが自分らしく輝くまちづくり

■ 男女共同参画のイメージ

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

2 基本目標

基本理念である「誰もが自分らしく輝くまちづくり」を実現するため、次の4つの基本目標に沿って施策に取り組み、本プランを着実に推進します。

基本目標1 誰もがともに尊重し合える意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、様々な機会を通してお互いを尊重し合うことが必要です。

正しい理解を促進することを目的として、情報発信や幅広い啓発活動を行うとともに、学校や家庭、地域などのあらゆる場において男女共同参画の理解や意識を深める教育・学習を推進します。また、いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、あらゆる暴力の根絶を目指します。さらに、被害者が安心して相談でき、必要な支援を適切に受けられるよう、総合的な支援体制を整備します。

基本目標2 誰もがいきいきと活躍する環境づくり

誰もがその能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるためには、働く方々の価値観を反映した多様なライフスタイルの実現を可能にする環境づくりの整備が必要です。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※⁹の推進とともに、企業・事業所の協力を得ながら、家庭と仕事の両立を支援し、安心して子育てや介護などができる環境づくりを推進します。

さらに、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、仕事の内容や賃金・待遇、昇進・昇格の機会などの差別をなくし、ライフステージ※¹⁰に応じた多様で柔軟な働き方の選択ができる社会づくりを目指します。

基本目標3 誰もがともに担う地域社会づくり

活力ある男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が個人として対等な立場で活躍できる社会を形成することが必要です。

特に、女性の参画が少ない行政や地域等における政策や方針決定の場への参画を推進するとともに、誰もが地域の一員として、地域活動や社会活動に参加できるよう、参加しやすい環境の整備に努めます。また、女性だけでなく男性も子育てや介護など、家庭での責任を積極的に担うよう啓発に努めます。さらに、男女共同参画の視点から、防災などにおける災害時の支援のあり方について検討・推進を図ります。

基本目標4 誰もが安心して生活できるまちづくり

誰もが充実した生活を送り社会で活躍するためには、安全で安心して暮らすことができる環境が必要です。

男性女性ともに互いの身体の特性を理解し合い、相手を思いやる意識を持つとともに、生涯を通じて健やかに安心して暮らすための体制づくりを推進します。また、高齢者や障がいのある人やひとり親家庭等、生活上の困難や不安を抱える方に対し、各種相談や福祉サービスの提供や支援の充実に努め、安心して暮らせる環境整備を推進します。

※⁹ 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができる状態のこと

※¹⁰ 年齢に伴って変化する生活段階。就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイア等のライフイベントの経過の段階をさす

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本的取組（施策）
誰もが自分らしく輝くまちづくり	1 誰もがともに尊重し合える意識づくり	(1) 男女共同参画に関する意識啓発
		(2) 男女平等教育などの推進
		(3) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶（DV防止計画）
	2 誰もがいきいきと活躍する環境づくり	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
		(2) 女性の活躍推進（女性活躍推進計画）
		(3) 働く場における男女共同参画の促進
	3 誰もがともに担う地域社会づくり	(1) 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大
		(2) 家庭生活・地域活動における共同参画の促進
		(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災対策
	4 誰もが安心して生活できるまちづくり	(1) 生涯を通じた健康づくりの支援
		(2) 安心して生活できる支援の充実

4 成果目標

(1) 国の第5次男女共同参画基本計画における成果目標

男女共同参画社会基本法に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会～」が令和2（2020）年12月25日に閣議決定されました。本プランでは、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」こととされ、それぞれの分野において、具体的な取組を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準として、89項目の成果目標が掲げられています。（令和3（2021）年4月30日時点。成果目標は、中間年フォローアップ等の際などに再度設定されることがあります。）

このうち、本市にも関係する国の成果目標を抜粋しました。

これらの成果目標を国が達成するため、本市もあらゆる施策において、男女共同参画の推進に取り組みます。

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大		
項目	国の計画策定時の数値	国の目標値
◎市町村職員の各役職段階に占める女性の割合	市町村 35.0% (2020年)	40% (2025年度末)
本庁係長相当職		
本庁課長補佐相当職		
本庁課長相当職		
本庁部局長・次長相当職	市町村 10.1% (2020年)	14% (2025年度末)
消防吏員に占める女性の割合	2.9% (2019年)	5% (2026年度当初)
地方公務員の男性の育児休業取得率	8.0% (2019年度)	30% (2025年)
地方公共団体の審議会における審議会等委員に占める女性の登用の割合	27.1% (2020年)	40%以上、60%以下 (2025年)
◎民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合	18.9% (2019年度)	30% (2025年)
係長相当職		
課長相当職		
部長相当職	6.9% (2019年)	12% (2025年)
起業家に占める女性の割合	27.7% (2017年)	30%以上 (2025年)
第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和		
週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	男女計 6.4% 男性：9.8% 女性：2.3% (2019年)	5.0% (2025年)
年次有給休暇取得率	男女計 56.3% 男性：53.7% 女性：60.7% (2019年度又は 2018年会計年度)	70% (2025年)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	64.0% (2019年)	すべての企業 (2025年)

項目	国の計画策定時の数値	国の目標値
民間企業における男性の育児休業取得率	7.48% (2019年度)	30% (2025年)
次世代認定マーク(くるみん)取得企業の数	3,448社 (2020年度9月末)	4,300社 (2025年)
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7% (2019年)	82% (2025年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	53.1% (2015年)	70% (2025年)
◎民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合	18.9% (2019年)	30% (2025年)
係長相当職(再掲)		
課長相当職(再掲)	11.4% (2019年)	18% (2025年)
部長相当職(再掲)	6.9% (2019年)	12% (2025年)
女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし)を受けた企業数	1,134社 (2020年9月末)	2,500社 (2025年)
起業家に占める女性の割合(再掲)	27.7% (2017年)	30%以上 (2025年)
第3分野 地域における男女共同参画の推進		
地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合	1.33% (2019年)	0.80% (2025年)
◎農業委員に占める女性の割合	273/1,703 (2019年度)	0 (2025年度)
女性が登用されていない組織数		
農業委員に占める女性の割合	12.1% (2019年度)	20%(早期)、 更に30%を目指す (2025年度)
◎農業協同組合の役員に占める女性の割合	107/639 (2018年度)	0 (2025年度)
女性役員が登用されていない組織数		
役員に占める女性の割合	8.0% (2018年度)	10%(早期)、 更に15%を目指す (2025年度)

項目	国の計画策定時の数値	国の目標値
◎土地改良区の理事に占める女性の割合	3,737/3,900 (2016年度)	0 (2025年)
女性理事が登用されていない組織数		
理事に占める女性の割合		
認定農業者数に占める女性の割合	4.8% (2019年3月)	5.5% (2025年度)
家族経営協定※ ¹¹ の締結数	58,799件 (2019年度)	70,000件 (2025年度)
自治会長に占める女性の割合	6.1% (2020年度)	10% (2025年度)
第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進		
大学(学部)の理工系の学生に占める女性の割合	理学部:27.9% 工学部:15.4% (2019年)	前年度以上 (毎年度)
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶		
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	119か所 (2020年4月)	150か所 (2025年)
要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数	190か所 (2018年4月)	323か所 (2025年)
第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備		
離婚届における「養育費取り決めあり」のチェック割合	64.3% (2019年度)	70% (2022年)
フリーター数	男女計138万人 男性:66万人 女性:72万人 (2019年)	男女計114万人 (2025年)
65歳から69歳までの就業率	—	男女計:51.6% (2025年)
障がい者の実雇用率(民間企業)	2.11% (2019年6月)	2.3% (2022年)

※¹¹ 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと

第7分野 生涯を通じた健康支援		
項目	国の計画策定時の数値	国の目標値
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	過去2年間の受診率 子宮頸がん:43.7% 乳がん:47.4% (2019年)	子宮頸がん:50% 乳がん:50% (2022年度までに)
自殺死亡率 (人口10万人あたりの自殺者数)	男女計15.7人 男性:22.7人 女性:9.1人 (2019年)	2015年に比べ 30%以上減少 (2026年までに)
25歳から44歳までの就業医師 に占める女性の割合	31.8% (2018年)	33.6% (20年代の可能な限り早期に)
スポーツ団体における女性理事の割合	15.7% (2019年3月時点)	40% (20年代の可能な限り早期に)
第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進		
◎市町村防災会議の委員に占める 女性の割合	348/1,741 (2020年)	0 (2025年)
女性が登用されていない組織数		
委員に占める女性の割合	8.8% (2020年)	15%(早期)、 さらに30%を目指す (2025年)
消防吏員に占める女性の割合(再掲)	2.9% (2019年度)	5% (2026年度当初)
消防団員に占める女性の割合	3.2% (2019年度)	10%目標としつつ、 当面5% (2026年度)
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備		
放課後児童クラブの登録児童数	約130万人 (2019年5月)	152万人 (2023年度末)
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進		
「社会全体における男女の地位の 平等感」における「平等」と答 えた者の割合	21.2% (2019年)	ほぼすべてを目標としつつ、 当面50% (2025年)
◎初等中等教育機関の教頭以上に 占める女性の割合	20.5% (2019年)	25% (2025年)
副校長・教頭		
校長	15.4% (2019年)	20% (2025年)
都道府県及び市町村の教育委員会 のうち、女性の教育委員のいない 教育委員会の数	64/1,856 (2019年)	0 (2025年)

(2) 計画の成果目標

本計画の進捗状況を評価するために、国の第5次男女共同参画基本計画における成果指標のうちから、本計画の成果指標を以下のように設定します。

評価項目	現状値	目標値 (令和8(2026)年度)	
海津市における審議会等への女性の登用の割合	28.4% (令和3(2021)年4月1日)	40%以上、60%以下を目標としつつ、早期に30%以上	
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	31.1% (令和2(2020)年度 市民意識調査)	50% (令和7(2025)年度 実施予定の市民意識調査)	
◎市職員の各役職段階に占める女性の割合	44.6% (令和3(2021)年4月)	40% (令和7(2025)年度末)	
本庁係長相当職			
本庁課長補佐相当職			33% (令和7(2025)年度末)
本庁課長相当職			22% (令和7(2025)年度末)
本庁部局長・次長相当職			14% (令和7(2025)年度末)
	8.3% (令和3(2021)年4月)		

第4章

第4次海津市男女共同参画プランの 内容

第4章 第4次海津市男女共同参画プランの内容

基本目標1 誰もがともに尊重し合える意識づくり

(1) 男女共同参画に関する意識啓発

【現状と課題】

- 男女共同参画社会の実現のために、すべての人が男女共同参画を自分の問題として捉えられるよう、職場や家庭、地域、学校などあらゆる場において、固定的性別役割分担や一方に不利な慣行や差別的な待遇などを見直し、男女共同参画を促進する意識づくりと学習機会の提供を推進するなど、改善に取り組んでいくことが重要です。
- 令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的流行により、感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」が提唱され、市民生活は大きく変容しました。コロナ禍が長く続く中、就業面から生活面において様々な形で深刻な影響が出ています。特に女性の方がその影響を受けているといわれており、雇用情勢の悪化による生活困窮、学校の休校等による家庭での影響（女性の家事等分担状況）、配偶者暴力相談件数の増加、テレワークによるストレスの増加や女性の自殺者の増加等、これまで見過ごされてきたこと、潜在的であったもの、表面化してこなかった問題が可視化され、改めて男女共同参画の進展状況について疑問の声が上がるようになっていきます。
- 本市が令和2（2020）年度に実施した市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、平成27（2015）年度の前回調査よりも固定的性別役割分担意識は大幅に薄れつつありますが、各分野における男女の平等感についてみると、特に家庭に関する項目（家庭生活・子育て・しきたりや習慣）では、男性の優遇意識が依然として高い傾向にあるという結果となりました。
- 家庭や地域、職場における人々の意識・行動を変化させていくためには、男女共同参画社会の必要性や重要性について、ホームページでの情報発信や広報・刊行物の発行など、さらなる周知・浸透に努めていくことが求められます。
- 本市では、女性の人権など各人権課題に対する理解を深めるため、毎年、「人権啓発推進大会」を開催しています。人権啓発推進大会では人権課題に関する基調講演のほか、小学6年生・中学1年生から募集した人権・同和問題に関する標語、絵画及び作文の入賞作品の表彰を行っています。（※令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による「非常事態宣言」発令により中止となりました。）入賞した人権・同和問題に関する標語・ポスターは、短冊及びパネルにして各学校及び市内公共施設に配布・掲示しています。また、人権相談日や標語等を取りまとめた「海津市版人権啓発リーフレット」等を作成し、市民へ配布しています。
- 男女共同参画に関する意識啓発のため、職員研修及び市民向けセミナーを開催し、男女共同参画に関する知識や理解を深める機会の提供に努めています。
- 本市より希望する市民に対して、男女共同参画に関するニュースや情報のメールを配信する事業は廃止となりましたが、内閣府が国民にメールマガジンを配信するサービスを行っていることから、ホームページ等で情報提供をしています。

- 市内在住の外国人が不自由なく暮らしていくために、日本での生活習慣をサポートし、日本文化の紹介や生活に必要な日本語学習等支援を行う団体（かいづ国際交流の会、ひらた日本語教室）があり、本市も連携して様々な情報を提供しています。また、市民に対しても国際感覚を高める啓発を行っています。
- いわゆるLGBTQ等の方は、性的少数者（性的マイノリティ※¹²）であることから、興味本位で見られるなど、偏見や差別にさらされています。このため、性の多様性について理解を深めるための情報提供と広報活動を行っていますが、広く浸透していない状況です。

【方針】

人権尊重を基盤にした男女平等意識の更なる啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の払拭を図るとともに、意識改革を促すための広報・啓発活動を推進していきます。

施策の方向1：人権意識を高める啓発活動の充実

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、人権に関する情報提供や啓発活動の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①人権に関する講演会等の開催	正しい認識と関心を高め、人権に関する意識啓発のための講演会等を開催します。また、研修会等への参加を促進し、人権に関する意識の高揚を図ります。	市民活動推進課 学校教育課
②人権に関するパンフレット等の配布	人権に関するパンフレット等を配布し、情報提供や意識啓発を行います。	市民活動推進課
③人権相談窓口の開設	市民を対象に人権相談窓口を月3回実施します。また、広報紙、ホームページ等を活用し、人権擁護委員制度と人権相談窓口の周知を図ります。	市民活動推進課
④人権に関する標語・ポスターの募集及び啓発	人権・同和問題啓発のため、市内小学6年生を対象に標語を、中学1年生を対象にポスターを募集し、優秀作品をクリアファイルにして配布します。	市民活動推進課 社会教育課
⑤人権啓発リーフレットの作成	各種相談日や標語等を取りまとめた「海津市版人権啓発リーフレット」を作成し、意識啓発を行います。	市民活動推進課

※¹² L G B T Qといわれる、レズビアン/Lesbian（女性同性愛者）、ゲイ/Gay（男性同性愛者）、バイセクシュアル/Bisexual（両性愛者）、トランスジェンダー/Transgender（生まれた時に割り当てられた法律的・社会的な性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）、クエスチョニング/Questioning（性的指向や性自認が定まっていない、どちらでもない）・クィア/Queer（自身を指す言葉）など、様々な性のあり方を持っている人々の総称

施策の方向2：男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

性別に基づく固定的な役割分担意識の解消や、男女共同参画に関する認識を深めるため、様々な機会を通じて広報・啓発活動の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①広報紙、ホームページ等による啓発	広報紙、ホームページ等を活用し、男女共同参画に関する情報提供や意識啓発を行います。 また、国の男女共同参画週間、岐阜県の男女共同参画推進強調月間等に合わせて啓発等を行います。	市民活動推進課
②男女共同参画に関するセミナー等のイベント開催	男女共同参画に関する意識啓発のためセミナー等を開催します。	市民活動推進課
③男女共同参画の視点に立った広報・刊行物の発行	男女共同参画の視点に立った適切な表現がなされた広報物の発行に努めるように啓発を行います。	市民活動推進課
④国際感覚を高める啓発	在住外国人が暮らしやすくなるよう市民に対して、関係団体と連携し、国際感覚を高める意識啓発を行います。	市民活動推進課
⑤男女共同参画に関する情報提供	内閣府男女共同参画局が国民に男女共同参画に関するメールマガジンを配信するサービスを行っていることから、市ホームページ等で情報提供を行います。	市民活動推進課
⑥性的少数者（性的マイノリティ）に関する情報提供、広報活動等の実施	「性の多様性（ダイバーシティ※ ¹³ ）」に関する情報収集を行い、性的少数者（性的マイノリティ）に関する知識や理解を深めるための情報提供や広報活動を行います。 また、パートナーシップ制度※ ¹⁴ の導入について、調査・検討を進めます。	市民活動推進課

※¹³ 性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと

※¹⁴ 自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、独自の証明書を発行する制度。異性間の婚姻と同様な行政・民間サービスや社会的配慮を受けやすくする仕組み

(2) 男女平等教育などの推進

【現状と課題】

- 男女共同参画社会づくりを推進するためには、男女平等の視点に立った家庭教育や学校教育等の充実が重要です。
- 市民意識調査において、「男性はもっと家庭生活における活動に参画する必要があるか」について、平成 27（2015）年度の前回調査よりも家庭生活での男性の活動を望む声が大きくなっています。
- また、就業の場における女性の活躍が進み、女性が仕事を持つことについて、「子どもができて仕事を持つ方がよい」という考えが増えてきている一方で、「女性が仕事を続ける上で支障があると思われること」について、家事や育児との両立が難しいと回答した方が他項目より圧倒的に高くなっています。
- この結果から、家事や子育ての大部分は「女性」が担っている家庭が多く、家庭的責任が女性に偏っている現状がうかがえます。今後、家庭的責任を家族内で分かち合えるようにするためには、地域や家庭での活動について啓発や支援を実施し、男女共同参画をより一層進めることが重要です。
- 市内小中学校では、子どもたちが男女平等・男女共同参画に関する意識向上のため、社会科や特別の教科道徳などすべての授業において、人権同和教育の観点を明確にした指導を展開し、児童生徒の意識啓発を行っています。特に特別の教科道徳においては「友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら人間関係を築いていくこと」等の内容項目について、授業を行っています。
- また、市内各事業所と連携して、職業について考えるキャリア教育※¹⁵を実施し、男女共同参画の視点に立ち、子どもたちに対して男女それぞれの特性や個性を生かした職業の認識を促しています。
- 教職員に対しては、児童生徒の人権感覚や男女平等意識の啓発に資する「転入職員人権同和研修会」「市費支援員等研修会」などの教職員研修を実施しています。
- 保護者に対しては、各学校における懇談会や学年研修会等にて、地域や家庭、子育てにおける男女平等意識を高揚させるような内容を取り上げ、働きかけを行っています。
- 市内の認定こども園における運動会などの競技については、男女混合種目とし、発表会で演じる役についても、特段男女の差が生じないよう配慮しています。
- 市民を対象に年に 1 回毎年テーマを変えて、専門家による男女共同参画セミナーを開催しており、毎年 40 人程度の参加があります。
- また、希望する団体に対して、海津市まちづくり出前講座のメニューの 1 つとして、市役所職員が講師となり、男女共同参画意識の高揚を図るための出前講座を実施しています。
(※市ホームページで随時募集していますが、コロナ禍の前から申し込みがなく、市民に興味を持たれる講座内容に変える必要があります。)

※¹⁵ 子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育活動

- 図書館では、男女共同参画に関するコーナーを設置し、市民に男女共同参画に関係する書籍の貸し出しを行っています。
- 国の男女共同参画週間やフォーラム、岐阜県の男女共同参画推進強調月間や各種セミナーの開催等を市報や市ホームページを活用して啓発しています。今後も市内の事業所等に男女共同参画に関する情報提供や国・県が行う各種セミナー等の案内を行っています。
- 生涯学習講座については、学びたい市民を対象に男女問わず、様々な方が参加しやすい日時や内容を心がけて、開設に努めています。また、高齢者の学習要求に応え、生きがいのある充実した生活を実現するため、高齢者学級を開催しています。さらに、男女共同参画の視点に立った介護予防講座を開催しています。

【方針】

子どもたちが男女平等・男女共同参画に対する意識を持ち、自らの意思によって多様な生き方が選択できるような教育・学習を推進していきます。

また、教職員・保育士等が男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう、適切な研修を実施していきます。

また、市民を対象に男女共同参画の意識を高めるための講座の開催や情報提供に努めます。

施策の方向1：男女平等を推進する教育の充実

学校教育及び社会教育において、子どもの発達段階に応じて男女平等観の形成を図り、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育を推進していきます。また、保護者に対しても男女平等教育について理解し実践していただけるよう、働きかけを強化します。

さらに、教育に携わる方が男女共同参画の理念を理解できるよう、研修等を実施します。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①男女共同参画に関する出前講座の実施	男女共同参画意識の高揚を図るため、希望する団体に対して、出前講座を実施します。	市民活動推進課
②男女平等を推進する教育の実施	学校において道徳、特別活動、総合的な学習の時間や認定こども園の活動時において男女の特性が発揮されるように配慮し、男女平等を推進する教育を実施します。	学校教育課 こども課
③教職員に対する研修等の実施	教職員等指導者を対象に、男女平等についての研修を実施し、児童生徒の人権感覚を高める指導援助を充実させることで、その実践に努めます。	学校教育課
④保護者に対する男女共同参画の働きかけ	保護者に対して、地域や家庭、子育てにおける男女平等意識を高めるよう学校教育の立場からの働きかけを行います。	学校教育課
⑤公立中学校における職場体験の実施	各事業所との連携により、子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的なキャリア教育を実施します。	学校教育課

施策の方向2：男女共同参画に関する学習機会の充実

男女共同参画に関する学習機会の充実を図るとともに、男女共同参画社会に関する情報の収集や学習環境の整備に努めます。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①各種講座・セミナーの開催及び男女共同参画の視点による運営	<p>学びたい市民を対象にテーマ別講座・連続講座等を開催します。講座等の運営にあたり、学びたい市民のニーズを大切にした講座の設定に努めるとともに、参加しやすい日時を設定できるように努めます。</p> <p>また、受講生に対しては、役割分担等において、平等となるように努めます。男女共同参画の視点に立った学習機会の提供や情報提供に努めます。</p>	社会教育課
②図書館における男女共同参画に関するコーナーの設置及び関連書籍の貸し出し	<p>図書館に男女共同参画に関するコーナーを設置し、関係書籍の貸し出しを行います。</p>	図書館
③高齢者の社会参画と学習機会の提供	<p>団塊世代が高齢化を迎えるにあたり、セカンドライフをより充実したものにするために、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供や情報提供を行います。</p>	高齢介護課 社会教育課

(3) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶（DV防止計画）

【現状と課題】

- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為も含め、重大な人権侵害です。
- 国は令和2（2020）年6月に「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」にて、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、取組を推進してきました。
- 市民意識調査において、配偶者や恋人からDV、虐待、性暴力等何かしら受けたことのある割合は年度を追うごとに減少傾向にありますが、全国的にみると、コロナ禍の前よりもDV相談件数は1.6倍、性犯罪・性暴力のためのワンストップ支援センターへの相談件数は約1.2倍と増加傾向にあると報告されており、（出典「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」）新型コロナウイルス感染症に伴い、閉塞感が生まれ、家庭内暴力や性犯罪等の増加が深刻化しています。
- 子ども、若年層への暴力や性犯罪については、家族をはじめとする身近な人からの被害が多いことから、特に潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」といった生命（いのち）の安全教育を推進していく必要があります。
- 本市では、社会福祉課においてDV、児童虐待等の家庭相談を実施し、相談内容や被害の深刻さによって、関係機関（女性相談センター、子ども相談センター、警察等）と連携し、一時保護所への連絡、移送、面談を行い、保護や自立に向けた支援を行っています。
- 市役所窓口や架台に、配偶者等からの暴力（DV）セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワーハラスメント※¹⁶、売買春、人身売買に関するパンフレットやポスター等を設置し、主に女性が被害者となるあらゆる暴力の防止及び被害者の早期相談を促すための啓発を行っています。
- 「児童福祉週間」及び「児童虐待防止推進月間」については、市報に掲載して啓発を行っているほか、児童虐待防止ポスター・パンフレットを市内各関係機関に配布しています。
- 児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見、早期対応及び適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会との連携を密にし、虐待の疑いの連絡があった場合は48時間以内に状況の確認を実施しています。
- 若年層を対象とした、「デートDV※¹⁷」や「リベンジポルノ」などのSNS※¹⁸を使用した犯罪を防止するため、日常生活における様々な問題行動に対して、人権の尊重を基本とした指導やSNSの適正利用の指導を行っています。

※¹⁶ 職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと

※¹⁷ 特に10代や20代などの若い世代の交際中のカップル間で生じる、身体的、精神的、性的、経済的暴力等のこと

※¹⁸ 友人・知人間のコミュニケーションや、趣味や嗜好、居住地域といったつながりを通じた新たな人間関係を構築する手段や場を提供することで、人と人とのつながりを促進・サポートし、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと

- 夜間でも安心して街路を通行できるよう、地域で防犯灯を設置する際に補助金を交付するとともに、市民へ性犯罪発生の情報提供をしています。また、青色パトロール車2台による防犯パトロールを実施しています。
- パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント※¹⁹等に関する正しい知識の提供と各種ハラスメント防止のために、労働関連法令等の各種パンフレットを市役所窓口を設置するほか、無料職業紹介所において求人相談の際に事業者等に対してパンフレット等の配布・情報提供を行い、各種ハラスメント防止の啓発を行っています。

【方針】

市民一人ひとりがDV、各種ハラスメント、虐待、性犯罪等は重大な人権侵害であるとの共通認識を持ち、男性女性ともに自己の尊厳を大切にしながら、お互いが一人の人間として尊重される社会づくりを目指します。

また、様々な状況に置かれた被害者が安心して相談ができ、必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制の整備に努めます。

施策の方向1：あらゆる暴力を予防するための啓発活動の充実

暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権をおびやかし、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼします。配偶者等からの暴力（DV）や若年層の暴力をはじめ、各種ハラスメント、性犯罪、あらゆる暴力を予防するため、市民の認識を高める意識啓発や予防啓発を行います。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①女性等に対する暴力防止の啓発	配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワーハラスメント、売買春、人身売買に関するパンフレット等を配布し、主に女性が被害者となるあらゆる暴力の防止及び被害者の早期相談を促すための啓発を行います。	市民活動推進課 社会福祉課
②性犯罪防止の取組	夜間でも安心して街路を通行できるよう地域へ防犯灯の設置や、海津地区防犯協会に補助金を交付することで、地域防犯パトロールや市民への性犯罪発生の情報提供を行います。	市民活動推進課
③若年層の暴力を根絶するための取組の推進	若年層を対象とした、「デートDV」等を未然に防ぐための啓発を行います。また、SNSの適正利用を促進し、リベンジポルノなどSNSを使用した犯罪を防止します。	学校教育課
④児童虐待・DV防止に関する広報・啓発	ポスターやパンフレット、チラシの配布のほか、子育て支援相談等により、児童虐待及びDV防止の啓発を行います。	社会福祉課
⑤各種ハラスメントに関する情報提供	事業者に対してパワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等に関する正しい知識の提供と防止のために情報提供を行い、意識啓発を行います。	商工観光課 市民活動推進課

※¹⁹ 職場において妊娠や出産者に対して行われる嫌がらせをさす言葉。妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすなどという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為のことをさす

■ 若年層を対象とした性的な暴力の啓発広報「被害を受けたあなたへ」

いま、10～20代の若い人たちが被害にあっています。



\\いわゆる/
デートレイプドラッグ
飲み物に睡眠薬を入れられ、性暴力の被害にあう。そんな被害が増えています。



\\いわゆる/
デートDV
DVなんて関係ない、興味ない、という人が、気付かないうちに被害者だったり、加害者だったり…



\\いわゆる/
AV出演強要
モデルのスカウトを装って、性的な行為を強要されるケースがあります。



\\いわゆる/
JKビジネス
おしゃべりするだけ！時給もいい！そんなバイト募集広告が実際には性的な行為を含むバイトだったりします。

ひとりで悩まず、ご相談ください

資料：男女共同参画局 HP

施策の方向2：多様な被害者の救済体制の強化

配偶者等からの暴力（DV）等の被害者を対象とする相談窓口を設置するとともに、関係機関との連携や支援体制を強化し、被害者がひとりで悩まず問題解決が図れる環境づくりに努めます。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①配偶者等からの暴力に関する相談窓口の設置	配偶者等からの暴力に関する相談窓口を設置し、問題解決に向けて支援します。	社会福祉課
②被害者女性等の保護・救済支援及び自立支援の実施	相談内容や被害の深刻さにより、関係機関（女性相談センター、子ども相談センター、警察等）と連携し、一時保護所への連絡、移送、面談を行い、保護や自立に向けた支援を行います。	社会福祉課
③要保護児童対策の連携体制の整備	児童虐待を始めとする要保護児童の早期発見、早期対応及び適切な保護を図るため、子どもに関わる関係課及び関係機関との連携強化を図ります。	社会福祉課
④各種ハラスメントに関する相談	事業者に対してパワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等に関する正しい知識の提供と防止のために情報提供を行い、意識啓発を行います。	商工観光課 市民活動推進課

様々な相談窓口

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

まずは、話してみませんか？

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
(全国共通番号)

はやくワンストップ
#8891

性暴力の悩み、ひとりで抱え込まないで。ためらわずに、お電話ください。

- Cute time
キュアタイム

性暴力の悩み、SNSで相談してみませんか？ 年齢・性別は問いません 匿名でOK

キュアタイム
+Cure time+

毎週 月・水・土 17～21時

叩いたら震ったり、あなたの身体を傷つけられることだけが暴力ではありません
あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です

- DV相談プラス

プラス
DV相談+

電話・メール 24時間受付
チャット相談 12:00～22:00

電話 24時間受付 **0120-279-889**

メール ここをクリック! 24時間受付

チャット 受付 12:00～22:00 チャットはこちら

※スマートフォンからは右のQRコードよりご利用ください

DVのお悩み、
ひとりで抱えていませんか？

- 専門の相談員が対応
- 面談、同行支援などの直接支援も実施
- 安全な居場所も提供
- 24時間電話対応
- 10か国語対応

- DV相談ナビ

新型コロナウイルスに伴う生活不安・ストレスから、
DV被害の深刻化が懸念されています

DV相談ナビ **#8008** はれば
ひとりで悩んでいませんか？

図解や専門家からの暴力（DV）に悩んでいませんか。
相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。
ひとりで悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。

※内閣府男女共同参画局 「暴力関連のご相談はこちらへ」より抜粋 資料：男女共同参画局 HP

市役所の相談窓口

社会福祉課 TEL：0584-53-1139

基本目標2 誰もがいきいきと活躍する環境づくり

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【現状と課題】

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに家庭生活の充実を図る上で重要な考え方です。
- 全国的に人口の減少が叫ばれる中、担い手の不足に対応した持続可能な社会が求められています。様々な人が働きやすい多様な環境を整備し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、推進していく必要があります。
- 本市では、共働きの子育て家庭について、男女ともに仕事と家庭の両立ができるよう、未就学児童に対しては、一時預かり事業などの様々な保育サービスの提供、小学生に対しては、留守家庭児童教室を実施しています。
- 特別支援学校等に通う児童生徒については、放課後・長期休暇中に利用できる療育の障害福祉サービスを提供し、保護者の仕事と子育ての両立を支援しています。
- 女性だけでなく、男性も積極的に育児休業制度を活用し、男女が協力して子育てできるよう、市内事業所等へパンフレット等を配布し、働きかけを行っています。また、労働関連法令等のパンフレットを窓口に設置して、介護休業制度等について普及啓発を行っています。
- 市内の子育て支援センター等の親子のふれあい活動等に多くの父親が参加できるよう、積極的に呼びかけを進めています。
- 児童を養育している家庭の育児と仕事が両立できるように、必要と思われる保護者へ契約している岐阜県内の児童養護施設を紹介する等、一定期間養育、又は保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉向上を図っています。
- 支援困難な事例（権利擁護、認知症高齢者、複合課題等）の個別ケア会議や認知症施策推進のため、医療、福祉、地域団体等に関係する代表者によるサービスの総合調整や、地域課題の検討やネットワークの構築に繋げる地域ケア推進会議を開催しています。また、問題を抱える相談者に介護サービスを提供する等、負担軽減に繋げています。

【方針】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた意識づくりや、男性中心型労働慣行を見直していくとともに、男女がともに働きながら子育てや介護に関われるよう、意識改革や支援体制の充実に努めていきます。

施策の方向1：育児と仕事の両立支援策の充実

子どもを持つ家庭の男女が、ともに育児と仕事を両立していけるよう子育て支援体制の整備・充実を図ります。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①子育て支援事業に父親が参加できる機会の設定	子育て支援センター等の親子のふれあい活動などに多くの父親が参加できるよう、積極的な呼びかけや、開催日時・募集方法を工夫し、家族が参加しやすい環境を作ります。	こども課
②育児休業制度の啓発	幅広く情報を収集し、育児休業制度の普及啓発を行います。	商工観光課
③男性の育児休業取得への働きかけ	女性だけでなく、男性も積極的に育児休業制度を活用し、男女が協力して子育てできるよう、市内事業所等へ働きかけを行います。	商工観光課
④子ども・子育て支援事業計画の保育サービスなどの遂行	働く保護者のニーズに対応し、男女ともに仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスなどの目標達成に向けて、子育て支援体制の整備を図ります。	こども課
⑤障がい児等の放課後等対策の実施	特別支援学校等に通う児童生徒を対象として、放課後・長期休暇中に利用できるサービスを提供し、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	社会福祉課

施策の方向2：介護と仕事の両立支援策の充実

親の介護について、男女がともに担っていくことができるよう、事業主に対して介護休業制度の啓発に努めるとともに、家庭においても介護の負担が軽減できるよう介護給付サービスの充実を図ります。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の介護給付サービスの着実な実施	男女ともに、仕事と介護の両立ができるよう、関係者と連携し、介護給付事業を着実に実施します。	高齢介護課
②介護休業制度の啓発	幅広く情報を収集し、介護休業制度の普及啓発を行います。	商工観光課

(2) 女性の活躍推進（女性活躍推進計画）

【現状と課題】

- 子育てなどにより就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、就職や起業など、個性と能力が十分に発揮できる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが必要です。
- 国は、平成15（2003）年に「202030目標」として社会のあらゆる分野において、令和2（2020）年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるように期待する目標を設定し、女性就業者数や上場企業の女性役員数の増加などを推進してきましたが、目標達成には程遠い状況となっています。
- また、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、全国的にテレワークや時差出勤、休暇取得の促進など、仕事の在り方の検討や見直しの機会がもたらされました。このような社会情勢の変化や働く方々の意識の変化等を受け、今後、柔軟で多様な働き方を実現できる環境づくりを進めていくことが重要です。
- 事業所意識調査において、「女性活用のための取組の実施状況」について、性別評価をすることがない人事や教育訓練の実施を進めているなど、採用のフォローだけではなく、教育の機会のフォローも積極的に実施している事業所が増えてきています。
- 一方で、保育施設などの整備や仕事と家庭の両立のための制度がないなど、子育て世代の女性に対する取組はあまり進んでいるとはいえない状況です。また、女性活用を困難にしている要因として、仕事をする上でも家事や育児があることを考慮する必要があると回答している事業所が多くなっています。
- 市民意識調査でも「子どもができて仕事を持つ方がよい」という考えが増えてきている中、働き方のニーズに環境整備がおいていない現状が浮き彫りとなっていることも踏まえ、より一層女性の活躍を促進していく必要があります。
- 本市では、国や県など関係機関が行う職業訓練や講習会等の各種情報を収集し、パンフレットやホームページ、市報等で随時情報提供を行っています。さらに、広域ネットワーク事業（西濃圏域）と連携した女性の起業支援についての相談や受付体制を整え、新規就労女性や現在就労女性向けのスキルアップセミナー等を紹介するキャリア形成支援を行っています。
- 市内の子育て支援センターにハローワーク発行の求人情報、労働関連法令等のパンフレットを設置し、啓発を行っています。また、無料職業相談所を紹介し、子育て中の女性や結婚、出産等で退職した女性の再就職を支援しています。
- 時間外勤務の制限や有給休暇の取得、フレックスタイム制度や働く女性の母性の保護、健康管理の徹底等のワーク・ライフ・バランスに関する多様な働き方のできる制度に関するパンフレットを窓口に設置し、様々な媒体を使用し事業主へ啓発を行っています。また、女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定に関する啓発を行っています。
- 「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録や「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」の認定などの制度を促進するために、ホームページで掲載するなど啓発を行っています。

【方針】

女性の活躍を推進するため、出産・育児で仕事を中断していた女性を対象とした再就職準備セミナーや自分の個性やキャリアを活かして起業を目指す方への情報提供など、各々のニーズに応える施策の充実を図っていきます。

また、女性活躍推進法による事業主への雇用、経営面での改善を働きかけていきます。

施策の方向 1：女性の職業能力発揮のための支援

女性が個性と能力を十分に発揮するため、研修等に参加するよう意識啓発や情報提供等の働きかけを行います。また、事業主が、結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望する場合、再度就職をすることができるように制度を設ける等の啓発を行います。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①就業支援機関の情報提供	幅広く情報を収集し、女性に対して、県など関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等の情報提供を行います。	商工観光課 市民活動推進課
②女性の起業支援のための情報提供	広く情報を収集し、起業を目指す女性へ情報提供を行います。また、広域ネットワーク（西濃圏域）と連携し、講習会の受講等を支援します。	商工観光課
③離職した女性のための再雇用支援	結婚や出産等で退職した女性に対して、再就職を支援します。	商工観光課
④女性のキャリア形成のための情報提供	これから就労する女性や現在就労している女性がキャリアを形成し、スキルアップを図るため、セミナー等を紹介し情報提供を行います。	商工観光課 市民活動推進課
⑤管理職への女性登用の促進	2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう、事業所に対して働きかけを行います。	商工観光課

施策の方向2：ライフスタイルに応じた多様な働き方の支援

多様な働き方が選べる条件整備、男女の働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る環境づくりを企業・事業所に働きかけるとともに、様々な制度について市民へ啓発・普及を行います。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①多様な働き方に関する事業主への情報提供	事業主に対して、多様な働き方のできる制度に関する情報提供を推進します。	商工観光課
②一般事業主行動計画の啓発	幅広く情報を収集し、女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定に関する普及啓発を行います。	商工観光課
③労働条件改善のための啓発	県の「早く家庭に帰る日」の普及啓発等による「時間外勤務の制限」や、有給休暇の取得、フレックスタイム制度などの導入、働く女性の母性の保護、健康管理の徹底などについて、事業主等への啓発を行います。	商工観光課
④ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、広報活動の実施	ワーク・ライフ・バランスに関する正しい知識の周知を図るとともに、実現に向けた広報活動を実施します。	市民活動推進課
⑤「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録及び「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」の認定促進	県では、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録しています。また、特に優良な取組や他社の模範となる独自の取組を行う企業を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定しています。こうした制度の登録、認定を促進するとともに、本市においても子育て支援企業を増やしていくための事業の実施を検討します。	市民活動推進課 商工観光課

(3) 働く場における男女共同参画の促進

【現状と課題】

- 男女共同参画社会の実現において、労働は生活の経済的基盤を形成するものであり、男女がともに自らが働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境を整備することが重要です。
- 本市では、労働者に対して、パンフレットやポスターにて労働に関する法令の普及啓発や労働条件の改善等の情報提供や、ホームページや市報でも啓発を行っています。
- また、国や県などの関係機関等と連携し、雇用や労働に関する相談機会や、窓口等の情報提供を行い、パンフレットやホームページ、市報等でさらに啓発を行っています。
- 事業主に対しては、特定事業主行動計画についての周知と啓発活動を行っています。また、窓口に、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の情報を、パンフレット設置やポスター掲示などで啓発を行っています。
- 女性の共同経営者や新規就農者に対して認定農業者登録を働きかけるとともに、これから営んでいこうと考えている方に対しても、相談窓口を通して制度の情報を周知しています。
- 市役所においては、男性職員の育児休業取得について、固定的概念や職員減少による業務量増加により取得することが難しいことから、男性職員の育児休業等の取得に向けて、出産に伴う扶養親族の届け出があった職員に対し、制度等の周知を図っています。また、毎週水曜日に定時退庁を呼びかけ、年5日以上の子次休暇取得の徹底を図っています。
- eラーニング等を利用し、男女共同参画に関する職員の知識向上のための研修を実施しています。
- 女性職員を管理職に登用するため、市町村研修センター等の研修を希望していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、未実施となっています。

【方針】

市内の企業・事業所や労働者に対して女性活躍推進法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの法律の周知を図り、男女が平等に安心して働ける職場づくりを推進します。

また、農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう啓発や情報提供を行います。

施策の方向1：均等な雇用機会の確保と推進

国や県、関係機関等との連携を図り、事業主に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令を周知していくとともに、労働条件の改善及び雇用や就労の場における男女平等が実現されるよう進めていきます。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①労働関連法令の情報提供	事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の情報提供を行い、法改正などを周知します。 また、労働者に対して、労働に関する法令の普及啓発や労働条件に関する改善等の情報提供を行います。	商工観光課
②雇用・労働に関する相談機会の提供	幅広く情報を収集し、国や県、関係機関等と連携し、雇用や労働に関する相談機会の提供とともに、相談窓口等の情報提供などを進めます。	商工観光課

施策の方向2：農林漁業、商工自営業等における家庭就労者の労働環境の改善

農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう、啓発や情報提供を行います。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①女性の認定農業者登録への働きかけ	共同経営をしている女性へ、認定農業者登録を働きかけます。	農林振興課

施策の方向3：市役所における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現及びプランの推進にあたっては、市職員の十分な理解とそれに基づく行動が必要です。市民や事業所だけでなく市役所においても、男女が対等な立場で能力を十分に発揮できる環境づくりに努め、男女共同参画を推進していきます。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①職員に対する研修の実施	職員に対し、男女共同参画に関する研修を行います。	秘書広報課 市民活動推進課
②男性職員の育児休業等の制度周知及び取得推進	男性職員の育児休業等の取得に向けて、育児休業制度等の周知を図ります。 また、対象の男性職員に取得の呼びかけを実施します。	秘書広報課
③女性職員の管理職等への登用の推進	女性職員の登用を図るため、職員の意欲と能力の把握に努めるとともに、その能力を発揮できるよう適正な配置に努めます。	秘書広報課
④特定事業主行動計画の推進	特定事業主行動計画について周知・啓発活動を行います。	秘書広報課
⑤男女共同参画に関する研修講義の実施	プロジェクト委員会において、委員を対象に男女共同参画に関する研修講義を実施します。	市民活動推進課

基本目標3 誰もがともに担う地域社会づくり

(1) 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大

【現状と課題】

- 将来にわたって持続可能で多様性に富んだ活力ある経済社会を形成していくためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、社会のあらゆる分野において、政策・方針決定の過程に女性の参画を進めていくことが重要です。
- 本市の審議会や委員会等への女性委員登用率は、令和3（2021）年4月1日現在、28.4%となっています。審議会数は全体で53ですが、女性委員がない審議会が9つあります。
- 市政への参加を希望する女性を登録しリスト化するとともに、ホームページやセミナー時に随時登録者を募集し、作成した女性人材リストを審議会や委員会等の委員選定に活用していますが、令和3（2021）年4月1日現在で登録者は7人と少ない状況です。

【方針】

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、市の審議会等への女性の参画状況を調査し、審議会等への積極的な女性の登用を進めていきます。

また、講座や研修を通じて男女共同参画の推進を担う人材の育成に努めていきます。

施策の方向1：審議会、委員会等への女性の参画推進

政策又は方針の立案・決定に、女性の意見が反映されるように、審議会や委員会等への女性委員の登用を積極的に推進します。また、女性委員が参画していない審議会や委員会等の解消を図ります。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①審議会、委員会等への女性の積極的な登用	女性委員の登用を積極的に進めていきます。また、登用状況を年1回定期的に調査し、公表します。	市民活動推進課

施策の方向2：女性の人材の発掘と育成

女性が社会に積極的に参画していくことができるよう、人材の発掘と育成に努めます。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①女性人材リストの作成と活用	市政への参加を望み登録を希望する女性を登録しリスト化するとともに、随時登録者の募集を行い審議会や委員会等の委員選定等に活用します。	市民活動推進課
②女性人材育成の推進	女性が活動しやすい環境の整備や育児・介護等の負担の軽減、固定的な性別役割分担意識の解消に努め、男女共同参画の視点で新しい人材の発掘や担い手(リーダー)の育成、デジタルスキルの習得推進など、多様な女性の人材育成を推進します。	商工観光課 市民活動推進課

(2) 家庭生活・地域活動における男女共同参画の促進

【現状と課題】

- 男女共同参画社会では、家庭生活や地域社会において男女がともに積極的に参画することが必要です。
- 様々な意思決定の場において、女性の役割が重要になっており、女性の自治会長などの女性市民リーダーを発掘・選出し、自治会やPTA活動などの意思決定の場へ女性が主体的に関わることの啓発や、性別にとらわれない役割分担を推進する必要があります。
- 家事、育児、介護などの家庭生活における性別役割分担意識の解消を推進し、男女が様々な地域活動へ参画できるよう、情報提供や啓発活動を推進する必要があります。
- 市内在住外国人に対しても、多様性を認め合い、地域活動を行うために、多文化共生における男女共同参画の推進が必要です。
- 地域における様々な市民団体・市民グループとのネットワークづくりのため、にこにこ子育て支援事業の子育て相談チームや、子育て応援隊の実務者会などを開催し、情報交換や意見交流を行っています。

【方針】

様々な分野において、女性の積極的な参画や男女共同参画の視点を生かした取組ができるよう、支援や活動の場を提供し、地域力の向上に努めていきます。

施策の方向1：家庭生活・地域活動等への参画推進

男女がともによりよい家庭・地域づくりについて考え行動することは、男女共同参画社会の実現の第一歩であることから、様々な活動に参画できるよう支援します。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①家庭生活における性別役割分担意識の解消	男女がともに家事、育児、介護等に参画できるよう、啓発活動を推進します。	市民活動推進課
②地域活動・市民活動の活性化	男女がともに様々な地域活動へ参画できるよう、啓発活動を推進します。	市民活動推進課 社会教育課
③多文化共生の推進人材発掘と育成	関係団体を後援・支援し、多文化共生の推進する人材の発掘と育成を行います。	市民活動推進課

施策の方向 2：団体・グループ間の交流促進

地域や市全体が様々な分野で活発な活動を行えるよう、団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取組を行います。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①市民団体のネット ワークづくり	地域における様々な団体・グループの情報交換や、各団体間のネットワークの形成を推進します。	市民活動推進課 社会教育課
②地域活動における男女 共同参画の意識啓発	自治会やPTA活動などにおいて、意思決定の場へ、女性が主体的に関わることを啓発するとともに、性別にとらわれない役割分担を推進します。	市民活動推進課 学校教育課

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災対策

【現状と課題】

- 平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災や平成23（2011）年の東日本大震災、平成28（2016）年の熊本地震など、大規模災害が発生した際に、避難方法や被災者への支援や避難生活などあらゆる場面において女性の視点を取り入れることが必要であるとの検証報告がされています。
- 本市では、災害が発生した際に、男女がともに快適な避難生活や円滑な復旧活動ができるよう、地域強靱化計画や地域防災計画等の策定にあたる防災会議において、3名の女性委員の意見を聴取し、女性の視点を踏まえた体制・計画の策定を推進しています。
- 女性に対して、防災に関する講演会や防災士養成講座を広報し、女性の視点での防災・減災を考える機会の提供と女性の防災リーダーのスキルアップを推進しています。

【方針】

性別による固定的な役割分担意識の見直しや男女のニーズの違いなどを踏まえて、女性、男性双方の視点に配慮した地域の強靱化や防災・減災対策を推進します。

施策の方向 1：地域防災・減災活動への参画促進

性別による固定的な役割分担意識の見直しや男女のニーズの違いなどを踏まえ、性別や年齢にとらわれず地域の強靱化や防災・減災活動に参画することで、男女共同参画を推進します。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①地域強靱化計画や地域 防災計画等の策定過程 における女性の参画 推進	災害が発生した際に男女がともに快適な避難生活や円滑な復旧活動ができるように女性の視点を踏まえた計画の策定を行い、体制を整備します。 また、策定の過程において女性の参画を推進します。	総務課
②防災・災害分野における 男女共同参画意識の 啓発	防災に関する講演会等を積極的に女性に対し広報し、女性の視点で防災・減災を考えてもらう機会の提供を図ります。	総務課

基本目標4 誰もが安心して生活できるまちづくり

(1) 生涯を通じた健康づくりの支援

【現状と課題】

- 男女が互いの身体的機能を十分に理解し、人権を尊重しつつ相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために重要なことです。
- 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※²⁰」(性と生殖に関する健康と権利)の視点からも、子どもを産む・産まない、また、年齢に関わらず、女性の生涯を通じた健康維持のために支援を行っていく必要があります。
- 国や県からのチラシやパンフレットを活用し、男女がお互いに性と健康について、理解し尊重し合うことができるような啓発活動を行っています。
- また、市報、ホームページを活用し、健康教室や健康相談、各種健康診断や検診について、話題性や地域特性を意識した分かりやすく興味を惹く情報を提供し、女性特有の疾患である乳がん・子宮頸がん等の受診率の向上と健康づくりへの参加を呼び掛けています。
- 軽運動教室(健康増進教育)や体組成測定、お食事相談会を実施し、対象者のニーズや教室終了後も継続して取り組めるような生活習慣病予防に関する教室を開催します。
- 特に女性、母子健康手帳交付時の女性、未成年者について、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等の十分な情報提供に努め、周囲が一体となって予防に努めるよう促しています。
- 老人クラブや自治会など各団体に応じて、テーマ・内容を工夫した出前講座を実施しています。
- SNSの普及拡大に伴う性に関する問題行動の増大が危惧される昨今、身体のしくみや性感染症、望まない妊娠の防止方法、自分の身体を大切にすること、異性を尊重することなど正しい情報を分かりやすく紹介する学習機会を設けるとともに、体育の授業や養護教諭の指導により教育の充実と推進を図っています。
- 世界エイズデーに合わせた市報やポスターでの情報提供を行い、性感染症の予防について最新の情報を分かりやすく紹介する啓発活動を実施しています。
- 女性や男性それぞれの特有の病気や健康状態に関する情報について、予防の視点をもって普及啓発に努めています。
- 市報やホームページを活用して、幅広い年齢層の方にこころの健康、自殺対策について周知し、海津市こころの見守りたい(ゲートキーパー※²¹)を核として図書館に特設ブースを設置する等、こころの健康と自殺対策の啓発活動を行っています。
- 市内3か所で年間9回、18件の相談対応について、精神科医による個別相談を実施し、より気軽に相談してもらうように啓発していきます。

※²⁰ 人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。また、性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)は、すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得すること

※²¹ 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のこと

- 妊婦健診14回分の費用を一部助成し、産婦健診や産後ケア事業まで拡げていき、乳幼児を対象に心身の発達の確認、疾病・異常の早期発見を行い、子どもの健全な発育・発達を促しています。
- 母親学級・離乳食学級等の各種健康教室を開催し、ベビママ学級・1歳児教室・2歳児教室など各期の育児支援が行える教室運営に努め、妊娠中から子どもの成長に合わせた教室を関係機関と連携して親と子に対する途切れない支援を行っています。
- 乳幼児相談、妊婦・母乳相談、歯磨き相談、栄養相談、家庭訪問等各種健康相談を実施し、コロナ禍において孤立しやすい母子に対して、相談者が求める支援について、専門職（助産師、保健師、栄養士、歯科衛生士、看護師等）と連携を取りながら健康相談を随時開催しています。
- 妊婦へマタニティマークのついたグッズを配布し、妊婦に対する市民の理解を促す啓発活動を行っています。
- 妊娠期から出産、子育ての各期で切れ目のない包括的な支援を行うことを目指して、令和2（2020）年11月から、子育て世代包括支援センター事業を実施し、安心して子どもを産み育てることができるよう関係機関と連携して体制を整備し、子どもの健やかな成長を支援しています。

【方針】

妊娠・出産期における心身の健康を支援するための健康診査や、検診の充実を図るとともに、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援のため、年代に応じた健康相談や健康診査、検診の充実を図っていきます。
 女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発等を進めていきます。

施策の方向1：健康づくりへの支援

男女がそれぞれの健康状態に応じて適切な自己管理ができるように、健康意識を高め、各種健康診査等の充実を図るための様々な取組を支援していきます。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
① 人権尊重の立場からの性感染症対策や性教育の充実	男女がお互いの性と健康について理解し、尊重し合うことができるような啓発活動を行います。また、身体のしくみ、性感染症、望まない妊娠の防止方法、自分の身体を大切にすること、異性を尊重することなどの正しい情報を分かりやすく紹介し、学校等で学ぶ機会を設けます。 さらに、HIV/エイズ、淋病、クラミジアをはじめ性感染症の予防について最新の情報を分かりやすく紹介する啓発活動を実施するとともに、市民対象の健康教育の中に取り入れます。	健康課 市民活動推進課 学校教育課

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
②ライフステージに応じた健康づくり	市報等を活用して、健康教室、健康相談、各種健康診査、検診について分かりやすく情報提供を行い、受診や健康づくりへの参加の呼びかけを行います。 また、生涯にわたって健康づくりに関心を持ち、生活の中で取り組むきっかけとなるようニーズに合わせ、生活習慣病予防に関する教室を開催します。さらに、更年期障がいなど男女の生涯を通じた健康管理に関する相談を随時行うとともに、女性や男性それぞれに特有の病気や健康状態に関する情報提供や啓発活動を行います。	健康課
③こころの健康づくりの推進	市報等を活用して、幅広い年齢層の方にこころの健康、自殺予防対策について周知し、気軽に相談事業を利用してもらえるように啓発活動を行います。 また、市内3か所で年間9回、精神科医による悩みごと個別相談を実施します。	社会福祉課
④喫煙・飲酒に関する正確な情報提供	特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努めます。また、未成年者の喫煙・飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防に努めます。	健康課
⑤出前講座の実施	対象となる団体に合わせ、テーマ・内容を工夫した出前講座を実施します。	健康課

施策の方向2：妊娠・出産期の健康支援

安心して、子どもを産み育てることができるよう、教室の開催や相談窓口、健康診査の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①妊娠・出産等に関する支援	妊婦・胎児の健康、発育状態を確認し、妊娠期を安心して過ごせるよう、妊婦健診、産婦健診、産後ケア事業にかかる費用の一部を助成します。 また、妊婦歯科健診(無料)を実施します。	健康課
②母子保健の健康教室の開催	妊娠中から子どもの成長に合わせた教室を関係機関と連携して開催し、親と子に対する途切れない支援を行います。	健康課
③母子保健の健康相談の実施	相談者が求める支援について、専門職(助産師、保健師、栄養士、歯科衛生士、看護師等)と連携を図りながら、健康相談を随時実施します。	健康課
④母体保護に関する啓発	妊婦に対する市民の理解を促すため、マタニティマーク等を活用するなど、啓発活動を推進します。	健康課
⑤子育て世代包括支援センター事業の実施	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない包括的な支援を行うとともに、必要に応じて支援プランの策定や保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整を行います。	健康課

(2) 安心して生活できる支援の充実

【現状と課題】

- 高齢者、障がい者等社会的に弱い立場にある人が自立し、安心して暮らせる社会を実現するには、男女の生活実態や意識、身体機能等の違いに配慮した支援を行う必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人に、より深刻な影響をもたらしており、貧困等生活上の困難に対する男女共同参画の視点に立った、生理の貧困への対応などセーフティネットの充実が求められています。
- 性的指向・性自認（性同一性）※²²に関することや障がいがあること、外国人やルーツが外国にあること等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている状態の方もいます。社会全体で、多様な属性の人々の人権を尊重する環境づくりを進める必要があります。
- 本市では、認知症サポーター養成講座・介護予防リーダー養成講座を開催し、講座修了者を地域に派遣し、高齢者サロンなど「憩いの場」へ活動の展開、地域包括ケアシステムの体制充実等、男女がいつまでも健やかに暮らせるような支援サービスを実施し、高齢者の社会参加を進め自立した生活が送れるような計画的な体制づくりを行っています。今後、高齢化がさらに進むとともに、介護離職等の問題への対応も求められます。
- 障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス費給付等を行うとともに、日常生活の負担軽減を図ることで、障がいのある人が自立した生活を送れるよう、障がいの程度に応じた支援を行っています。
- ひとり親家庭は、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、自立して生活できるよう、社会福祉課に母子・父子自立支援員を配置して、随時相談・指導を行っています。
- また、就労のための技能習得や資格取得に対して給付金を支給しているほか、ひとり親家庭が自立して生活ができ、その子どもの心身の健やかな成長のため所得に応じて児童扶養手当の支給や医療費の助成を実施していることを周知しています。
- 子どもを産み育てたいという希望を持ちながら、不妊で悩む夫婦の不妊治療の経済的不安を軽減するため、人工授精、体外受精、顕微授精に対する治療費助成を行っています。

【方針】

高齢者や障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域の中で、安全に安心して暮らし続けていくために、在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実を図っていきます。

また、ひとり親家庭の生活の安定と質の向上を図るため、きめ細かなサービスを提供していくとともに、就労支援や経済支援の充実に努めるほか、日常生活上で困ったことや悩みなどを抱えたときに、気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。

※²² 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているのかを示す概念である。

施策の方向1：高齢者や障がいのある人等の自立支援

高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、就業・社会参加の促進や自立支援等を図ります。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①高齢者・障がいのある人の社会参加と支え合いの体制づくり	男女がいつまでも健やかに暮らせるよう、計画的に生活支援サービスを実施するとともに、高齢者の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう、計画的に体制づくりを行います。 また、障がいのある人の社会参加を進め、地域で安心して自立した生活が送れるよう、障がいの程度に応じたサービスが受けられるよう支援します。	高齢介護課 社会福祉課

施策の方向2：ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が自立して、地域で生活できるよう相談や就労・経済支援を行います。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①ひとり親家庭の相談窓口の設置	ひとり親家庭が、自立して生活ができるように、母子・父子自立支援員により、随時相談・指導を行います。	社会福祉課
②ひとり親家庭への就労支援の実施	就労のための技能習得や資格習得に対して給付金を支給します。	社会福祉課
③ひとり親家庭への経済支援	ひとり親家庭が自立して生活するとともに子どもの心身の健やかな成長のため、所得に応じて児童扶養手当の支給や、医療費の助成を行います。	社会福祉課 保険医療課

施策の方向3：困難や不安を抱える方への支援

社会的困難を抱える方に対し男女共同の視点に立ち、多様な困難を抱える方々に対応するために、きめ細かな支援を行い、安心して暮らすことができる環境整備に努めます。

具体的施策	内 容	担当課 (関係課)
①貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	貧困等生活上の困難を抱えている女性等に、個人の置かれた背景やその状況に寄り添い、自立に向けて支援します。	社会福祉課
②不妊治療対策の推進	不妊で悩む夫婦の不妊治療の経済的不安を軽減するための治療費助成を行います。	健康課
③複合的な課題に対応する支援の充実	複合的な課題に対応するため、関係各課・民間団体などと連携に努め、社会全体が多様性を尊重できるよう推進します。	市民活動推進課

第5章

第4次海津市男女共同参画プラン推進に あたって

第5章 第4次海津市男女共同参画プラン推進にあたって

1 施策推進体制の整備

(1) 審議会の定期開催

公募による市民委員を含む男女共同参画推進審議会を年1回以上開催し、プランの進捗管理・推進を図ります。

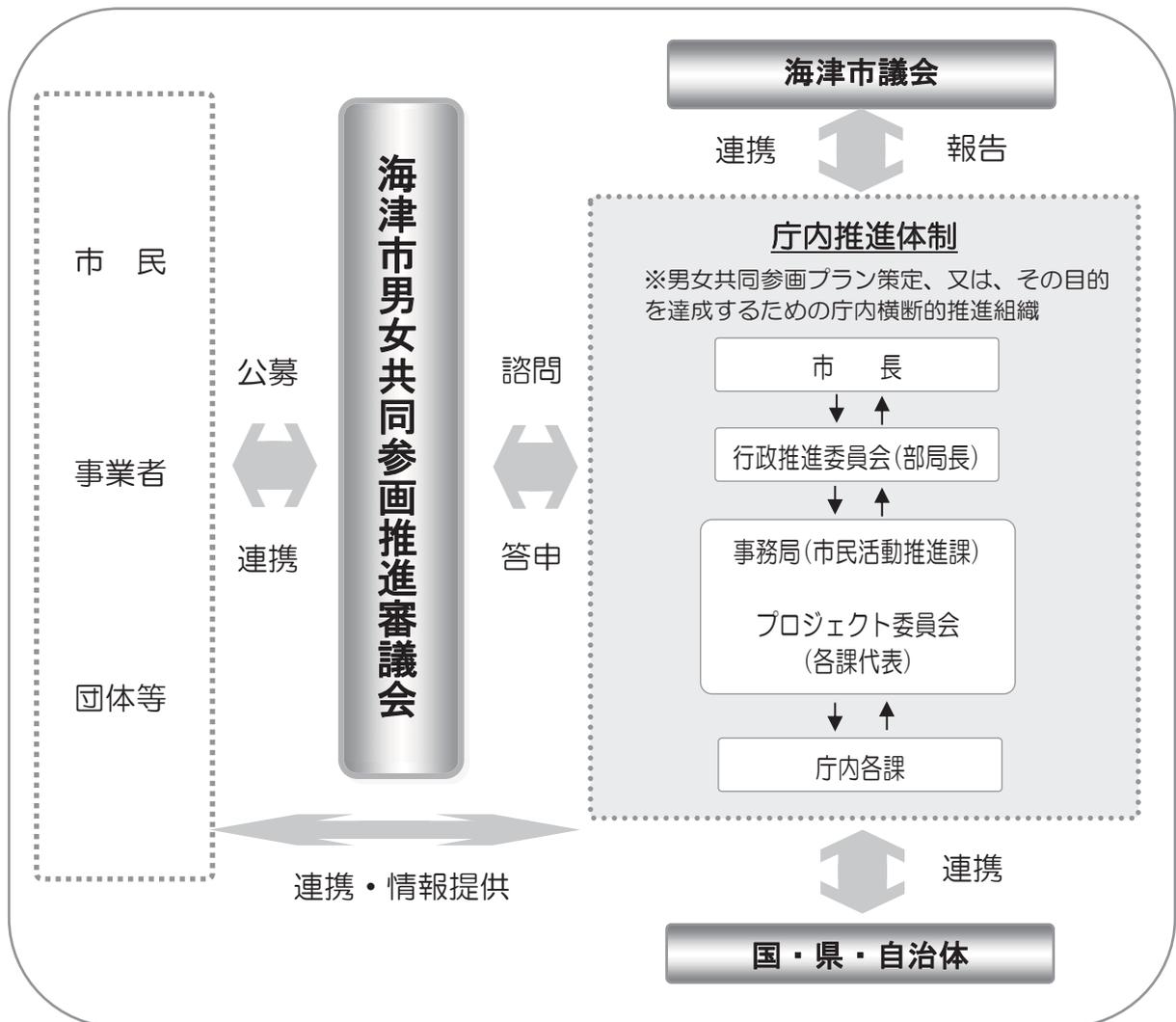
(2) プランの年次報告の作成

庁内組織により、1年ごとにプランの進行状況を把握・検討を行い、評価を行います。結果については、市民に公表します。

(3) プランの見直し

プランの内容については、行政を取り巻く社会的・経済的な情勢の変化に伴い市民意識調査、事業所意識調査を実施し、必要に応じて見直しを行います。

■ 海津市男女共同参画推進体制相関図





2 市民・市(行政)・事業所の連携

男女共同参画社会の実現に関する情報の収集を行い、その成果を市民に情報提供していきます。

(1) 情報の収集・発信

男女共同参画社会の実現に関する情報の収集を行い、その成果を市民に情報提供していきます。



資料編

資料編

1 海津市男女共同参画推進条例

平成 20 年 3 月 24 日
条例第 7 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 基本的施策等（第 11 条—第 18 条）

第 3 章 男女共同参画推進審議会
（第 19 条—第 22 条）

第 4 章 雑則（第 23 条）

附則

先人の汗と知恵によって築かれた本市は、大都市近郊という地理的優位性などから田園都市として発展してきた。また、養老山地の山なみと木曾三川の雄大な流れに生まれ、地域のコミュニティ活動も活発である。

しかしながら、古くからの社会の慣行やしきたりの中で、「男は仕事、女は家庭」の言葉に代表される固定的な性別役割分担意識も根強く残っている。

一方、少子高齢化の進展をはじめとする急速な社会情勢の変化に伴い、人それぞれが多様な生き方を選択する時代を迎え、家族や地域など性別にかかわらず、主体的に行動し、新しい仕組みをつくっていくことが、緊急かつ重要な課題である。

こうした状況を踏まえ、真に豊かで活力ある海津市を築いていくためには、男女が、これまでの役割にとらわれず、個人としての能力を十分発揮して、社会のあらゆる分野において対等に参画することができる男女共同参画社会を形成していくことが必要である。

ここに、私たちは、男女共同参画を推進する取組を総合的かつ計画的に推進し、市、市民及び事業者の協働により、「女（ひと）と男（ひと）がともに輝くまちづくり」の実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関して、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある海津市の実現を図ることを目的とする。

（定義）

- 第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - （2） 積極的格差改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
 - （3） 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
 - （4） セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の心身に不快感、苦痛を与え相手の生活環境を害すること、又は相手に不利益を与えることをいう。
 - （5） ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の間における身体的、心理的、性的、経済的等の暴力的行為をいう。

（基本理念）

- 第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
- （1） 男女があらゆる分野において、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性及び能力が十分に発揮できる機会が確保され、人権が尊重されること。
 - （2） 男女が社会における活動を選択する際に、性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。
 - （3） 市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に男女が社会の対等な構成員として、参画する機会が確保されること。
 - （4） 家庭を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域及び職場における活動その他の活

動に対等に参画することができること。

(目指すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、前条に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、次の各号に掲げる事項を目指すべき姿とし、その推進に努めるものとする。

- (1) 家庭においては、家族一人ひとりが個性を尊重し、互いに家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活において協力するとともに、地域及び職場における活動と両立することができ、それぞれが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく生き方を選択できること。
- (2) 地域においては、固定的な性別役割分担意識やそれに伴う慣習や社会通念にとらわれず、男女が差別なく活動に参加できること。
- (3) 職場においては、募集、採用、配置、賃金、昇進等において、性別による格差がなく、方針の立案、決定及び実施に等しく参画する機会が確保されるとともに、男女が共にゆとりをもって仕事及び家庭生活並びに地域活動が両立できること。
- (4) 学校をはじめとする、あらゆる教育や保育の場においては、人権が尊重され、性別にとらわれることなく、個性及び能力が大切にされる教育が行われること。
- (5) その他、あらゆる場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず男女が協働する社会が推進されること。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進を図るよう努めなければならない。

- 2 市民は、男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に取組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市、市民及び事業者の協働)

第8条 市、市民及び事業者は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により、男女共同参画の推進を協働して行うものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 すべての人は、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等人権侵害行為

(公衆に表示する情報に関する留意事項)

第10条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力等を助長し、又は連想させる表現その他不必要な性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画プラン)

第11条 市は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「男女共同参画プラン」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、男女共同参画プランを策定しようとするときは、広く市民の意見を反映するよう適切な措置を講ずるとともに、海津市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、男女共同参画プランを策定したときは、速やかに公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画プランの変更について準用する。

(積極的格差改善措置)

第12条 市は、市の附属機関等における委員を委嘱又は任命するときは、積極的格差改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、政策を策定し、又は実施する場合には、男女共同参画に配慮しなければならない。

(情報の収集及び分析)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(広報活動等)

第 14 条 市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者の理解を深めるために、広報活動の充実その他の適切な措置を講ずるものとする。

(学習のための支援)

第 15 条 市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育及び市民の学習活動において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 16 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するため、庁内組織の充実、強化に努めるものとする。

(苦情等への対応)

第 17 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、海津市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第 18 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 男女共同参画推進審議会

(設置)

第 19 条 男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、海津市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査、審議及び答申するものとする。

(1) 男女共同参画プランの策定及び変更に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進について、市長に意見を述べるができる。

(組織)

第 20 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(委員)

第 21 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係機関・団体の代表

(3) 事業者の代表

(4) 公募市民

(5) その他、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(審議会の運営等)

第 22 条 前 3 条に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 海津市男女共同参画推進審議会規則

平成 20 年 3 月 24 日

規則第 18 号

改正 平成 26 年 3 月 17 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海津市男女共同参画推進条例（平成 20 年海津市条例第 7 号）第 22 条の規定に基づき、海津市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又はその意見を聴くことができる。

(部会)

第 4 条 審議会は、専門的事項に関して審議するため部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度会長が指名する。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 17 日規則第 6 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

3 令和2・3年度 男女共同参画推進審議会委員名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	海津市小中学校校長会	中野 由美	
		三宅 淑美	令和3年4月～
2	海津市自治連合会	森 達美	
		伊藤 義美	令和3年4月～
3	海津市人権擁護委員	伊藤 優子	
4	海津市民生児童委員協議会	近藤 喜登	
5	海津市商工会女性部	小出 美代子	
		大橋 小夜子	令和3年4月～
6	海津市食生活改善協議会	伊藤 たまゑ	
7	海津市ボランティア連絡協議会	丹羽 修	
8	海津市4Hクラブ	森 大輔	
		水谷 圭吾	令和3年4月～
9	海津市保育協会	川口 真知子	
		臼井 順子	令和3年4月～
10	岐阜県女性農業経営アドバイザー	安立 喜代美	
		川瀬 きみ子	令和3年4月～
11	海津市消防団	山本 欣也	
12	公募市民	柴田 タヨ子	
13	公募市民	水谷 寛	
14	学識経験者・アドバイザー	度会 さち子	

4 男女共同参画社会の実現をめざして

男女共同参画とは、男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまふことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）と定義しています。

地域社会では、

- 社会の古くからの慣習やしきたりを見直し、一人ひとりの生き方や考え方を尊重しましょう。
- 自治会等地域活動の構成員として女性も積極的に参画し、女性の視点からの意見も取り入れ、豊かで住みよいまちづくりを目指しましょう。
- 地域活動やボランティア活動等に男女問わず積極的に参加しましょう。

学校では、

- 性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を進めましょう。
- 一人ひとりの人権尊重と男女平等の意識を育てるとともに、主体的に学び、考える教育を進めましょう。
- 進学や就職の際に、個性と能力が十分発揮することができる進路選択ができるよう配慮しましょう。



職場では、

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備をしましょう。
- 男女ともに、育児・介護休業等で仕事と家庭・地域社会とバランスの取れたゆとりと充実感ある生活が送れるよう心掛けましょう。
- 男女ともに、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりを目指しましょう。
- 雇用機会や待遇など性別を理由とした格差がなくなり、男女が共に個性、能力、意欲などを十分に発揮できる環境づくりを目指しましょう。
- 男女雇用機会均等法など、労働に関する法律を守りましょう。

家庭では、

- 家族で互いに協力し喜びも苦労も分かち合いながら、みんなで家事や育児、介護等を行いましょう。
- 家族一人ひとりの個性や生き方、考え方を尊重しましょう。
- 子育てでは、「女の子らしさ」「男の子らしさ」などの性別にとらわれず、その子らしさや自主性、個性を大切にしましょう。
- 「自分の健康は自分で守る」という意識をもち、自分や家族の心や身体についてよく理解し、健康づくりに努めましょう。



海津市 第4次海津市男女共同参画プラン

発行日 令和4（2022）年3月
発行者 海津市 市民環境部 市民活動推進課
住 所 〒503-0695
岐阜県海津市海津町高須 515
T E L 0584-53-3194（直通） F A X 0584-53-1598
U R L <https://www.city.kaizu.lg.jp/>





KAIZU